

高根沢町 環境基本計画 2026

(令和8年度 ▶ 令和12年度)



自然を吸い込む、
街の音が聴こえる

高根沢

TAKANEZAWA TOWN

栃木県高根沢町

はじめに

高根沢町は、田園の広がる風景や清らかな水、豊かな自然に囲まれた町です。

これらの恵みは、私たちの暮らしを支える基盤であり、次の世代へと受け継ぐべき大切な宝です。

一方で、地球温暖化や気候変動、生きものの減少、資源の使いすぎなど、環境をめぐる課題は年々深刻さを増しています。

これらの課題に対応するためには、町全体で力を合わせ、自然を守りながら持続可能な暮らしを築いていくことが欠かせません。

本町では、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、田園や森林、清流に息づく多様な生きものを守り育てる取り組みを進めます。

また、気候変動による影響に備え、安心して暮らせる町づくりを進め、資源を循環させる仕組みを整えます。

さらに、環境教育や地域での活動を通じて、子どもから大人まで一人ひとりが環境を大切にする心を育てていきます。

この計画は、行政だけでなく、町民の皆さんと共に歩むための道しるべです。

日々の暮らしの中でできる小さな工夫が、未来の大きな力になります。

みんなで力を合わせ、次の世代へ誇れる高根沢町をつないでいきましょう。

目次

第1章	計画策定の背景	
1-1	環境基本計画策定の背景 4
1-2	計画の位置づけ 13
1-3	計画期間と計画の対象 14
1-4	目指す環境の姿 15
1-5	住民・事業者・町の役割 16
第2章	第2次環境基本計画の成果と課題	
2-1	施策の構成 18
2-2	前計画(第2次計画)の主な成果と 本計画(第3次計画)に引き継ぐ課題 19
第3章	計画実現への取組	
3-1	施策の体系図 24
3-2	施策の推進	
基本目標1	快適な居住環境の確保 25
基本目標2	自然環境の保全 30
基本目標3	循環型社会の形成 36
基本目標4	地球環境への貢献 43
基本目標5	人材育成とパートナーシップ 55
第4章	計画の推進と検証 59
資料編	 61

第1章

計画策定の背景



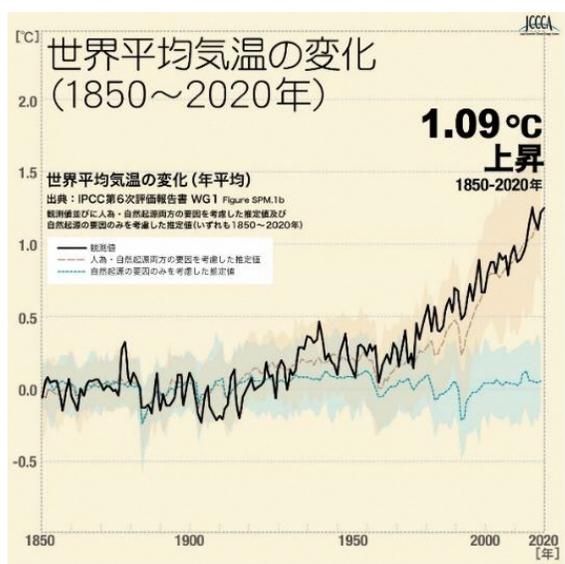
1-1 環境基本計画策定の背景

3つの環境危機

世界 国内 高根沢町

気候変動

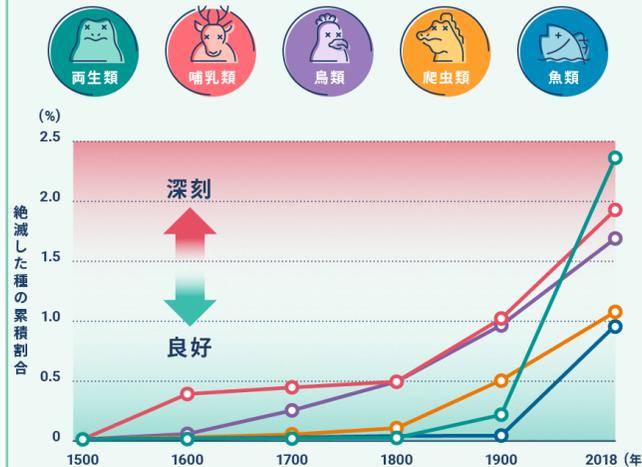
令和6(2024)年の世界平均気温は産業革命前より1.55℃上昇し、**観測史上最高**となりました。国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、**地球沸騰の時代が到来**した」と表明しています。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

生物多様性の損失

私たちが生きる現代は「**第6の大量絶滅時代**」ともいわれ、過去5回発生した大絶滅より種の絶滅速度は速く、**その主な原因は人間活動による影響**と考えられ、適切な対策を講じなければ今後更に加速すると指摘されています。



出典: 環境省 ecojin

汚染

水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する**有害化学物質によるグローバルな汚染**が深刻化しており、**水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念**されています。

汚れた水を
主原因とする下痢で
命を落とす乳幼児
年間30万人
毎日800人以上

出典: 令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

今後10年間に直面する10のグローバルリスクとSDGs

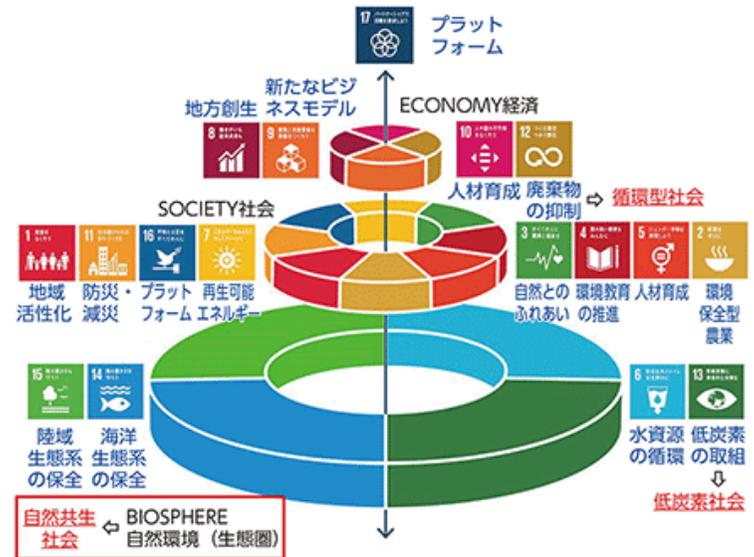
世界経済フォーラムが公表した「グローバルリスク報告書2025」では、今後10年間に直面する10のグローバルリスクのうち、「異常気象」、「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」、「地球システムの危機的変化」、「天然資源不足」、「汚染」の5つを**環境分野のリスクが占めており**、環境問題が人類にとって**最も重大なリスクになる**ことを分析しています。

国の第六次環境基本計画では、「**経済**」は「**社会**」に、「**社会**」は「**(自然)環境**」に支えられて成り立つという考え方を示しており、**パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指す**ことの必要性を示しています。

- | | |
|----|-----------------|
| 1 | 異常気象 |
| 2 | 生物多様性の喪失と生態系の崩壊 |
| 3 | 地球システムの危機的変化 |
| 4 | 天然資源不足 |
| 5 | 誤報と偽情報 |
| 6 | AI技術がもたらす有害事象 |
| 7 | 不平等 |
| 8 | 社会の二極化 |
| 9 | サイバー諜報活動とサイバー戦争 |
| 10 | 汚染 |

リスク分類 ●経済 ●環境 ●地政学 ●社会 ●テクノロジー

出典：グローバルリスク報告書2025を基に作成



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：環境省 第六次環境基本計画の概要

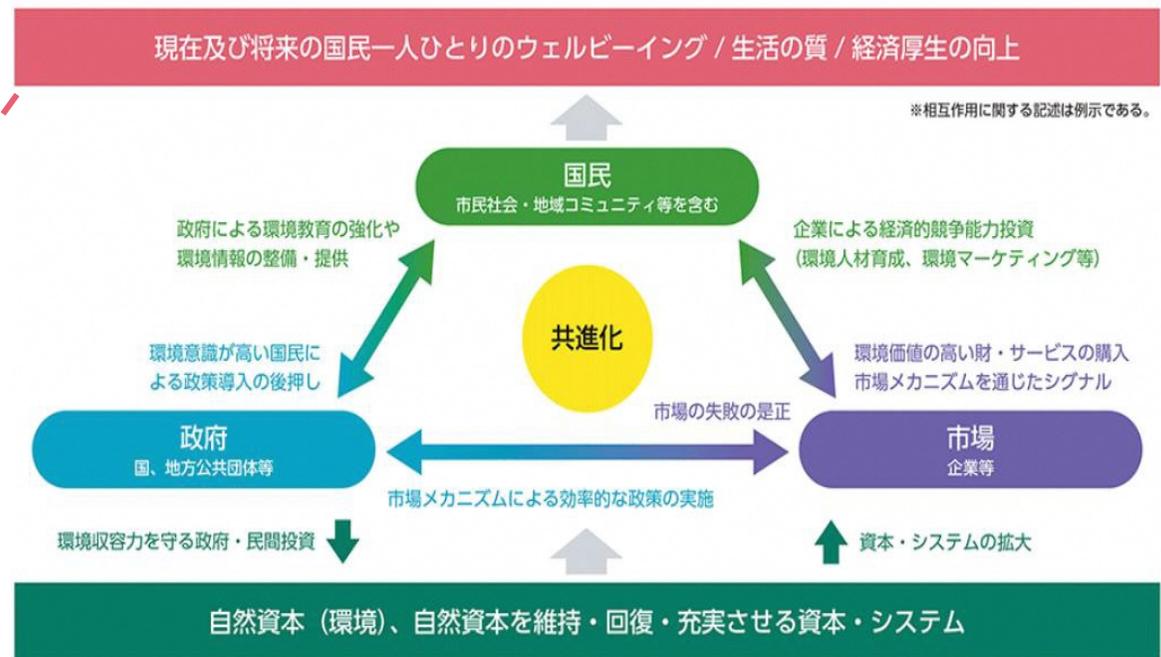
近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、**自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではない**という認識を世界的に定着させました。

第六次環境基本計画

環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性から、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。

第六次環境基本計画は、**ウェルビーイング（国民一人ひとりの幸せや生活の質の向上）**を最上位の目的とし、**環境を守りながら経済や社会が発展する「循環共生型社会」の実現を目指す**こととしています。

温室効果ガスを実質ゼロにする「ネット・ゼロ」や、資源や製品の価値を最大化し、廃棄物の発生を抑えることを目指す「循環経済」、自然を豊かに回復させる「ネイチャーポジティブ」などを同時に進め、互いに支え合い効果を高める形で取り組むことを重視しています。

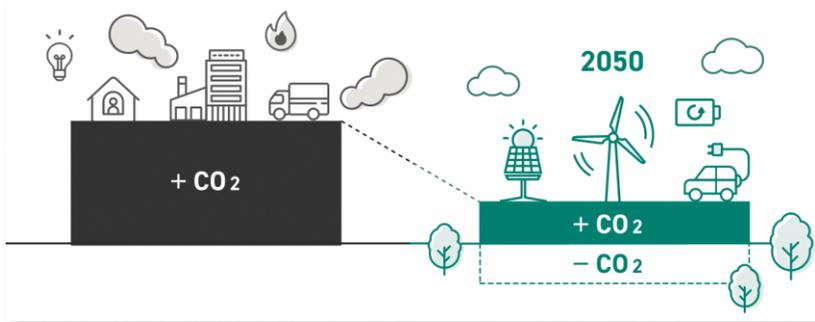


資料：フィリップ・アギヨン、セリーヌ・アントニン、サイモン・ブネル（著）、村井章子（翻訳）「創造的破壊の力ー資本主義を改革する22世紀の国富論」（2022年11月）、ラグラム・ラジャン（著）、月谷真紀（翻訳）「第三の支柱ーコミュニティ再生の経済」（2021年7月）など参考に環境省作成

地球温暖化対策

2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、**地域の脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図るため**、令和3(2021)年6月に「**地球温暖化対策の推進に関する法律**」が改正されました。令和7(2025)年2月には、**地球温暖化対策計画を改定し**、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、**2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減**することを目指す旨を表明しています。

また、**気候変動の影響を回避し低減**することを目的として制定された「気候変動適応法(平成30(2018)年)」が令和5(2023)年に**熱中症対策を強化するため改正**されました。



? カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

出典：環境省 脱炭素ポータル

緩和 とは? 2つの 気候変動対策 適応 とは?

原因を少なく 影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ (Lightbulb, OFF sign)
- エコカーの普及 (Bicycle, Green car)
- 再生可能エネルギーの活用 (Solar panel, Wind turbine)
- 森林を増やす (Trees)

温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意 (Mosquito)
- 熱中症予防 (Sun, Hat, Water bottle)
- 災害に備える (Dam, House)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Fruit, Water tap)

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

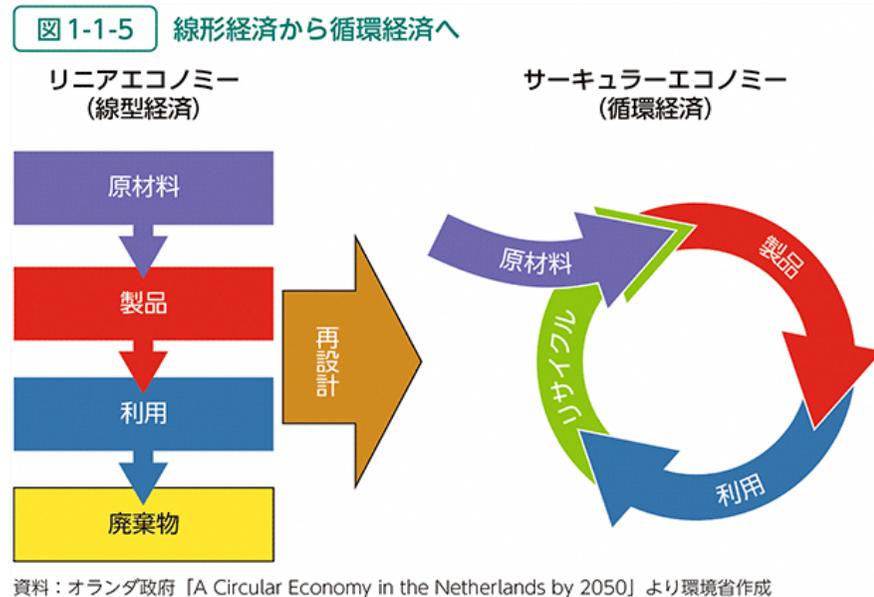
出典：気候変動適応情報プラットフォーム

循環経済への移行

令和6（2024）年8月に、第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、**循環型社会への移行**という方針が明確に打ち込まれました。大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行型の線形経済から、資源を効率的・循環的に利用し付加価値を創出する「**サーキュラーエコノミー**」へ移行することを推進しています。

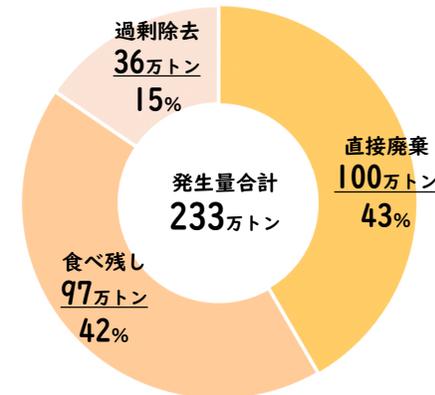
また、国内外で重要な課題となっている食品ロスについて、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。本法律に基づき、市町村は地域の実情に応じた食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

令和7（2025）年3月には本法律に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに**家庭系食品ロスは、50%削減**を早期達成、**事業系食品ロスは、60%削減**、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%にする目標を設定しています。



出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書

2023年度の家庭系食品ロス量内訳（環境省推計）



家庭での食品ロスの原因

- 作りすぎて、食べきれないなどの「食べ残し」。
- 期限切れ等により、手つかずのまま捨てて「直接廃棄」。
- 野菜の皮など食べられるところまで厚くむき捨てる「過剰除去」。

生物多様性の保全

世界

国内

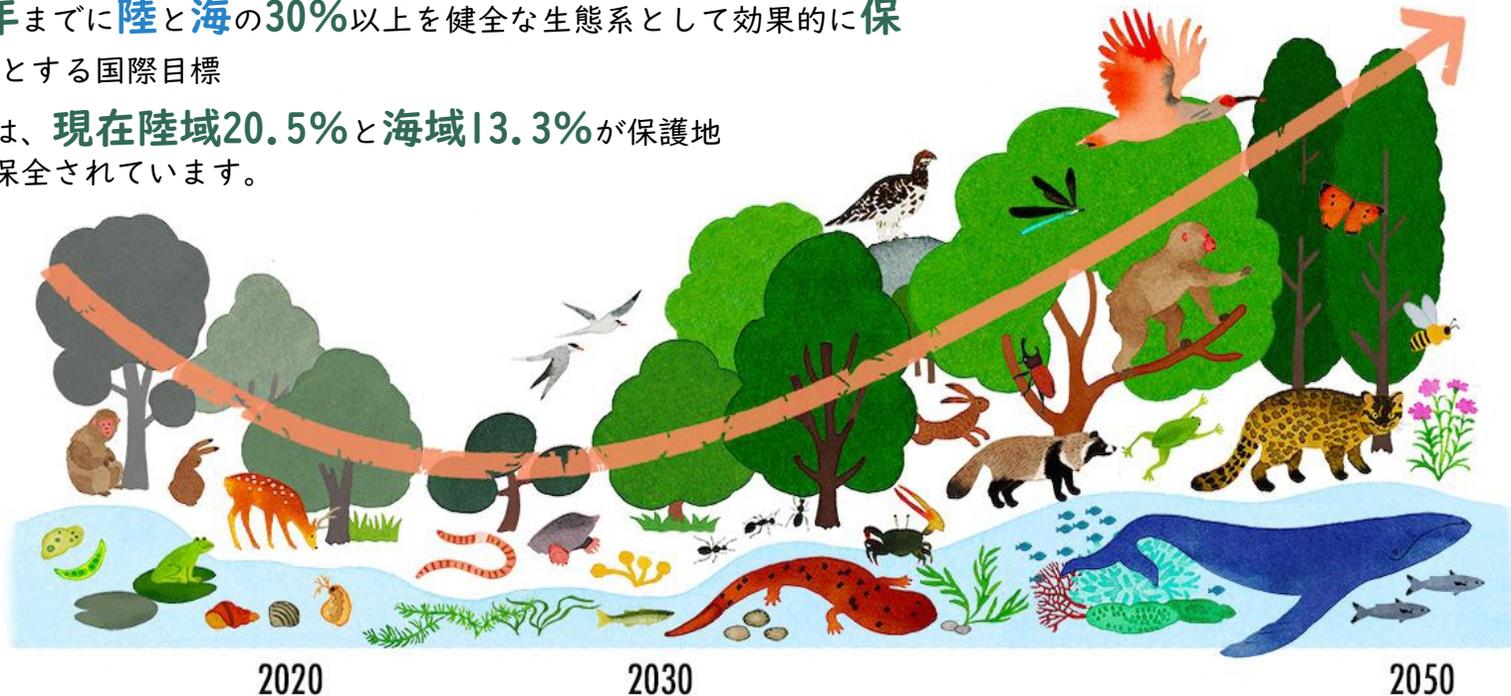
高根沢町

令和4(2022)年12月、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを受け、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、**ネイチャーポジティブ**(自然再興：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり、人間の安全保障の根幹である**生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略**として「**生物多様性国家戦略2023-2030**」が閣議決定されました。2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして**30by30目標**が位置付けられています。

30by30目標とは？

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標

日本では、**現在陸域20.5%と海域13.3%**が保護地域として保全されています。



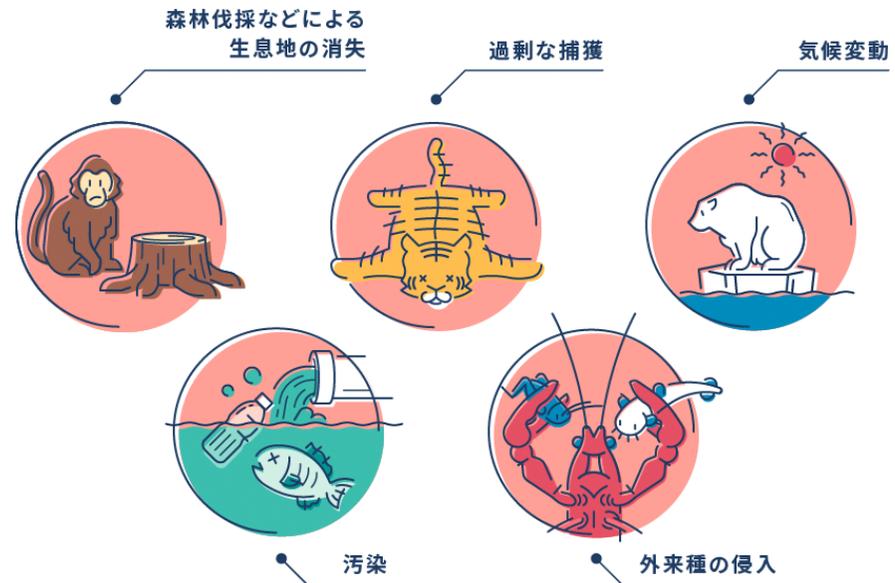
出典：環境省 ネイチャーポジティブポータル

コラム 「生物多様性」とは

ミツバチが受粉の働きをすることはよく知られています。その働きは、イチゴ、りんご、メロン、玉ねぎ、キャベツなど多くの農作物に欠かせないものとなっています。世界の主要農作物の4分の3以上は、昆虫や鳥などによって花粉が運ばれることに依存しているという調査結果もあります。つまりミツバチなどの昆虫や鳥がいなくなると、食卓にも大きな影響が出てしまうのです。このように自然界ではさまざまな生物がつながり合い、直接的・間接的に支え合って生きています。このことを「生物多様性」といいます。

「生物多様性」が
私たちの生活を支え
ています。

人類は、人類だけで
は生きていけません。



出典：環境省 ecojin

生物多様性の主な損失要因

ESD教育（持続可能な開発のための教育）

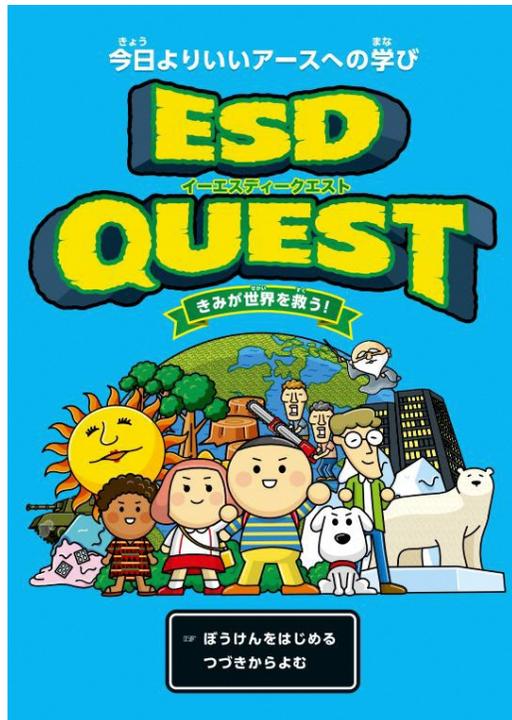
世界

国内

高根沢町

ESDとは、Education for Sustainable Developmentの略で、**持続可能な社会の創り手を育む教育**として、SDGs（持続可能な開発目標）の目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」に位置付けられており、17目標全ての実現に寄与することが令和元（2019）年の国連総会決議において確認されています。

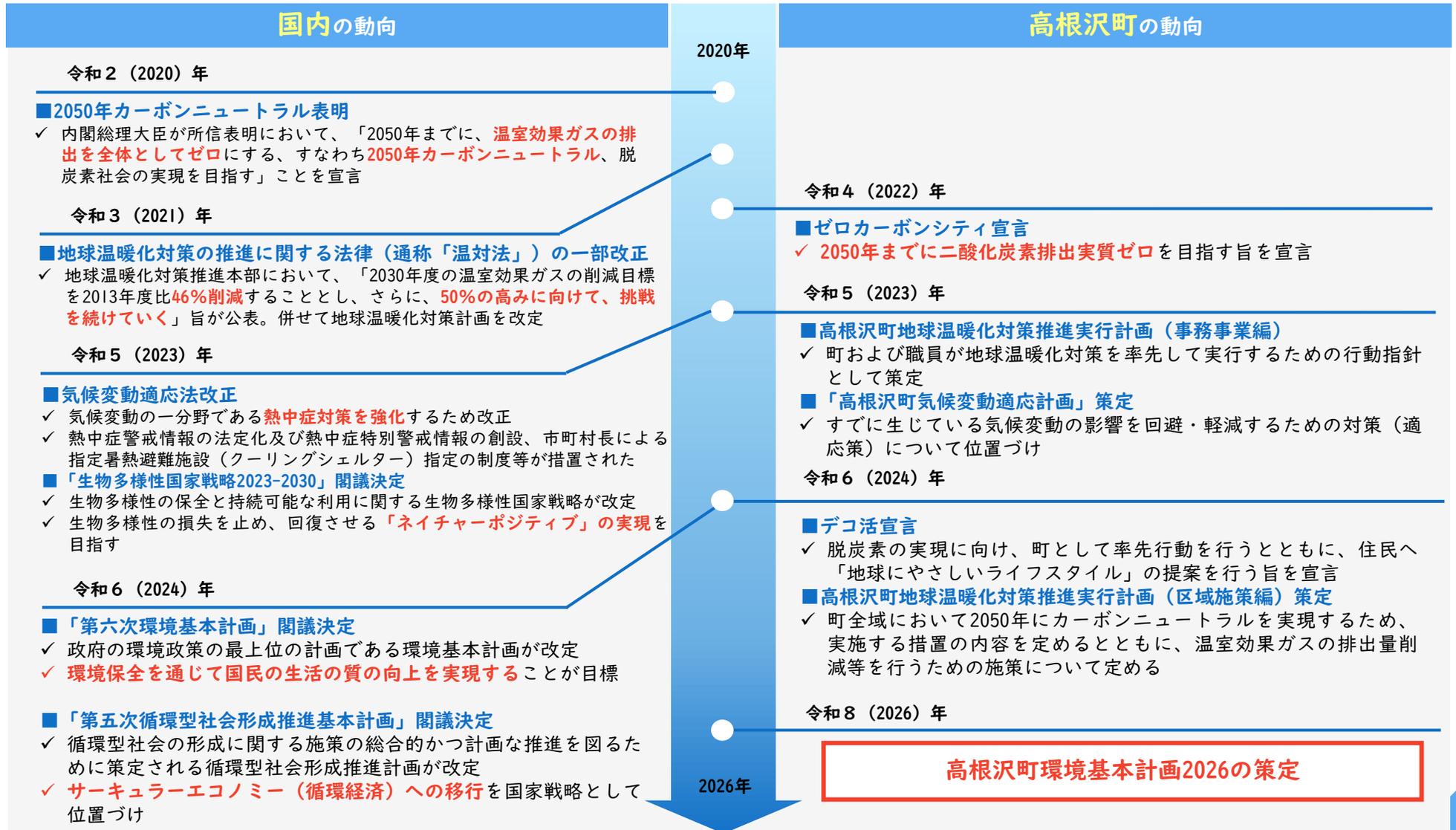
令和6（2024）年5月に閣議決定された環境教育等促進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」ではESDの考え方を踏まえ、**環境教育の重要な目的は「全ての大人や子どもに対して、環境危機に向き合い、持続可能な社会を実現するために、社会や組織の変革と個人の変容を連動的に支援促すこと」**であると明記されており、本町においても、同様の考え方により環境教育を推進していく必要があります。



ESDを分かりやすく説明するストーリーブック（文部科学省）

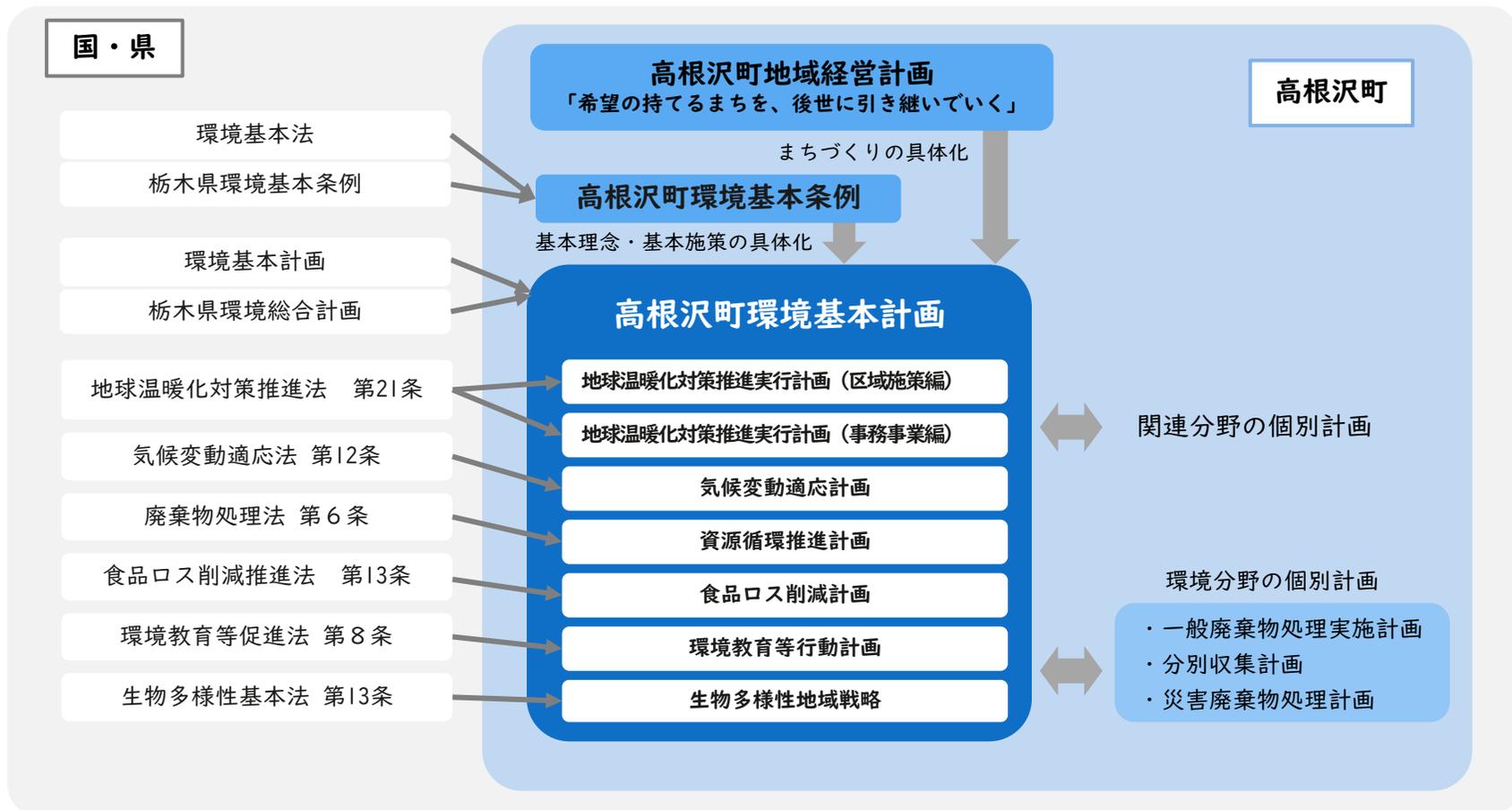
国内の動向と町の動向

本計画は第2次計画策定以降の社会情勢等を踏まえ策定します。



1-2 計画の位置づけ

本町のまちづくりは、「高根沢町地域経営計画」を最上位計画として、「希望の持てるまちを、後世に引き継いでいく」を基本理念に、「未来への安心と希望に満ちたまち」を将来像に掲げて施策を進めています。
「高根沢町環境基本計画」は、まちづくりにおける環境分野の総合計画として位置づけ、国や県の環境基本計画を踏まえながら、関連分野の計画や環境関連の個別計画と一体的に取組を進めます。



1-3 計画期間と計画の対象

計画期間は令和8（2026）年度～令和12（2030）年度までの5年間とし、計画期間中であっても、社会情勢や施策の進捗状況を踏まえ、見直しを実施します。

また、町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画2026」の計画期間も同時期であるため、内容の整合性を図ります。

年度	2026	2027	2028	2029	2030
	R8	R9	R10	R11	R12
高根沢町環境基本計画	高根沢町環境基本計画2026 （令和8年度～令和12年度）				
高根沢町地域経営計画	高根沢町地域経営計画2026 （令和8年度～令和12年度）				

計画期間

高根沢町全域の環境を対象とします。
計画の対象とする項目は表のとおりです。

地球環境		緩和策（温室効果ガス削減）、適応策（気候変動の影響への適応）など
	生活環境	景観・美化、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染対策など
	資源循環	ごみの削減、資源の有効利用など
	自然環境	生物多様性の保全、農地や里山の保全、自然とのふれあいなど
人材育成とパートナーシップ		

対象とする環境の範囲

1-4 目指す環境の姿

私たちが暮らす地球では、地球温暖化や異常気象の増加、国境を越えた大気汚染やプラスチックごみの海洋流出、生物の絶滅など、環境危機ともいわれる環境問題が深刻化しており、人類の生存自体が脅かされています。その原因が日常生活や事業活動等、私たちの身近な活動であることを認識し、環境に配慮した行動に積極的に取り組み、持続可能な社会を構築していく必要があります。

また、本町の豊かな自然を守り、活かし後世に継承し、誰もが快適で住み続けたいまちをつくるため、目指す環境の姿を「自然と共存し 快適で住みよい 持続可能なまち たかねざわ」とし、この実現に向け、環境への取組を推進します。

目指す環境の姿

**自然と共存し 快適で住みよい
持続可能なまち たかねざわ**



高根沢町環境基本条例

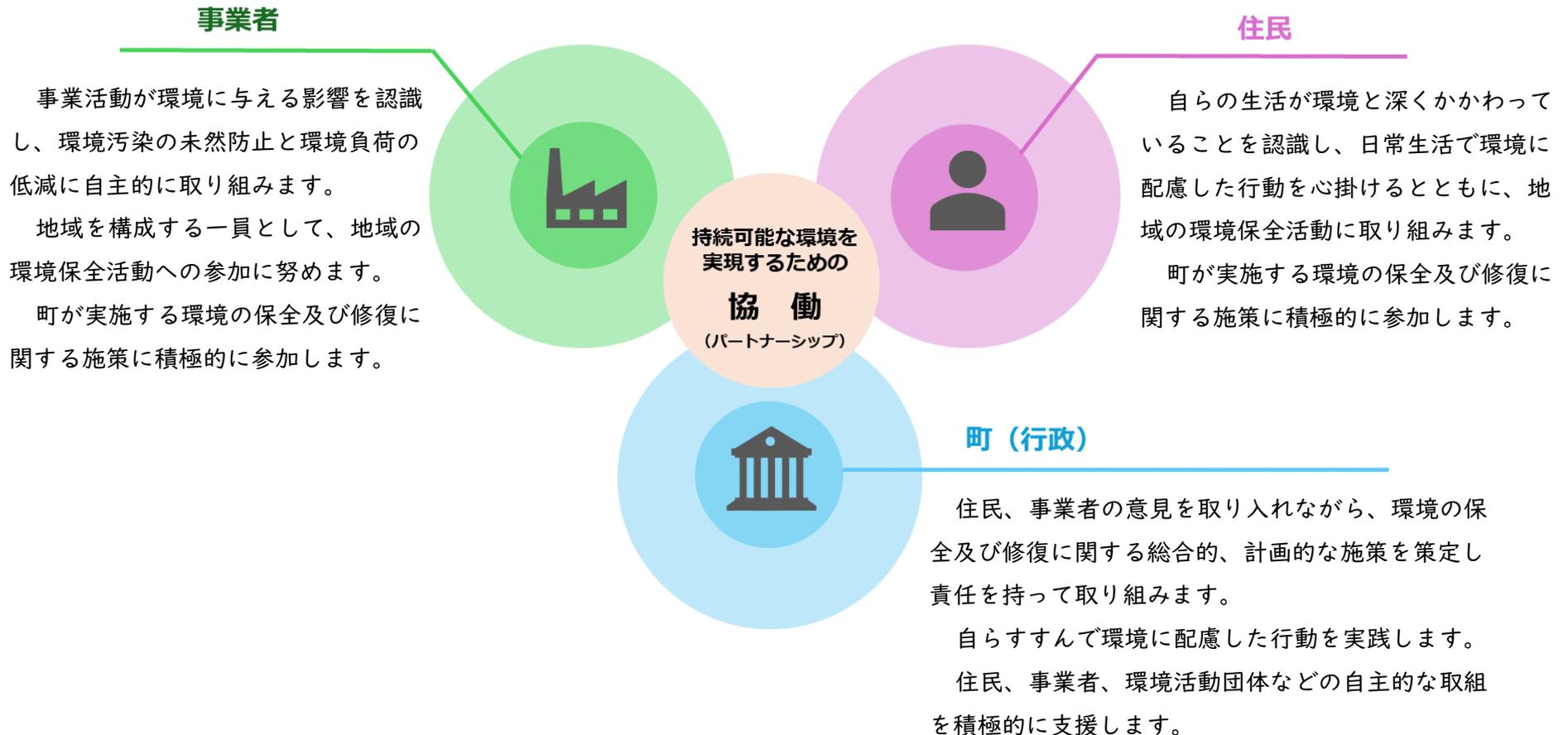
(ふるさとづくりの基本的な考え方)

第3条 私たちと町は、次のとおりふるさとづくりを進めていきます。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持していきます。
- (2) 常に環境への負荷を軽くするための努力をします。
- (3) 環境への負荷を発見したときは、その原因を調べ、改善するための努力をします。
- (4) あらゆる分野でごみを資源として考え、できる限り出さないように努め、出したものについては循環させていきます。循環させることができないごみは、適正に処理を行います。
- (5) 自ら考え、行動した結果を子どもたちに伝えていきます。

1-5 住民・事業者・町の役割

持続可能な環境保全の実現には、住民・事業者・町の各主体が自らの役割を理解して積極的に取り組むことが大切です。



第2章

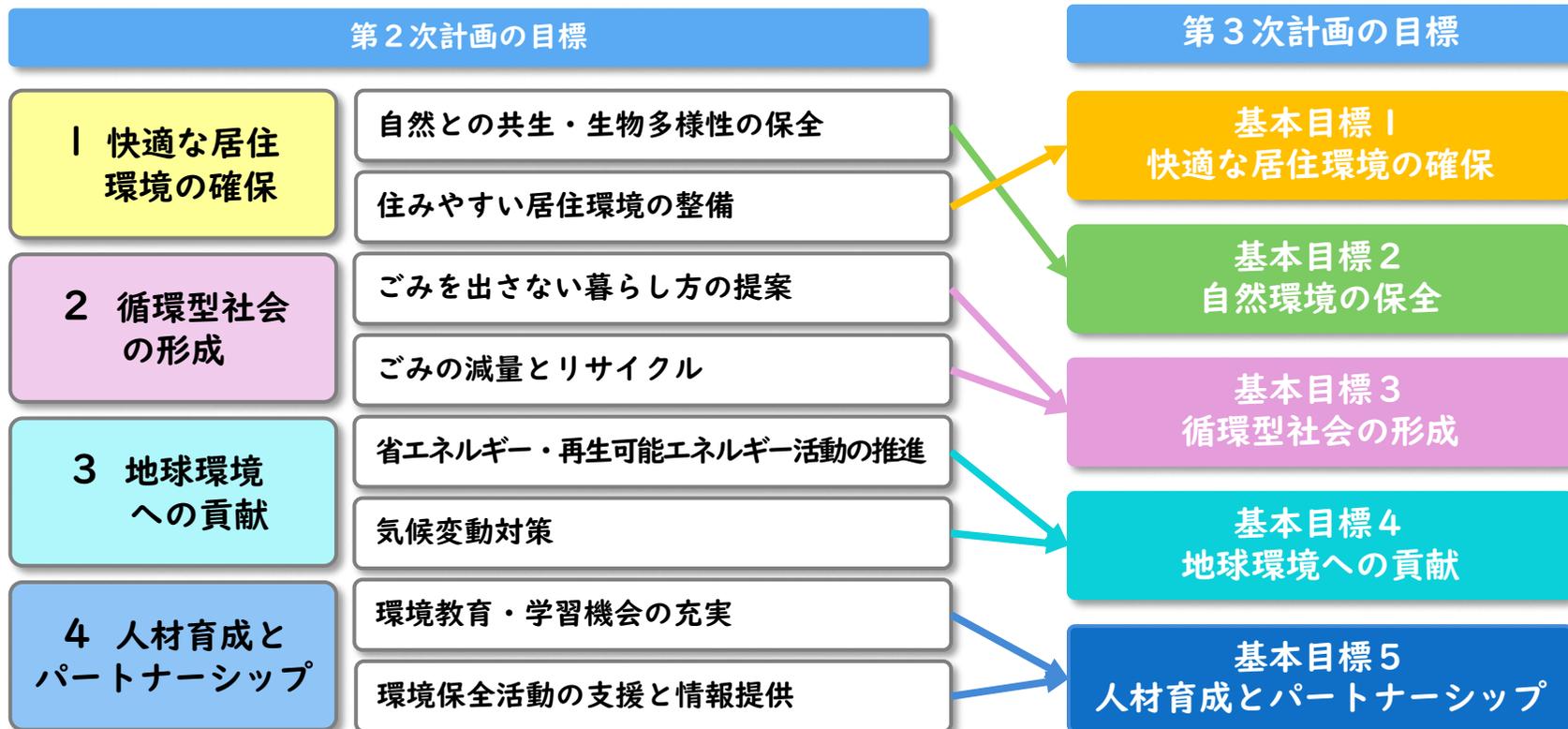
第2次環境基本計画の 成果と課題



2-1 施策の構成

令和3(2021)年から令和7(2025)年までの第2次環境基本計画後期計画では、4つの基本目標を掲げ、実現を目指して施策に取り組みました。

「高根沢町環境基本計画2026」の策定にあたり、前計画策定後の環境や社会情勢の変化、SDGsの考え方を盛り込んで施策の整理と体系の見直しを行い、成果と課題をまとめました。



2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

I 「快適な居住環境の確保」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
自然との共生・ 生物多様性の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物・植物の生息状況について自然環境基礎調査（追跡調査）を行いました。 ■ 農地に関して、水稻栽培等における生育・管理情報の広報を行っています。また、里山の保全のため、町民向けの里山森林整備イベントを開催しました。 ■ 高根沢町景観条例やガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を促進しています。
住みやすい 居住環境の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水環境保全のため、町営水道・井戸水の水質調査や、合併浄化槽設置の補助金交付を行っています。 ■ 放射線モニタリングポストで町の放射線量を常に監視し、その情報を公開しています。 ■ 騒音・振動・悪臭について未然防止に努め、苦情が寄せられたときは、発生元や原因者に規制指導や是正を依頼しています。 ■ 近隣苦情の原因となる空き地の適切な管理や雑草の処理方法等について周知しています。また、犬や猫の適正な飼育についての普及啓発と、不妊・去勢手術費の補助も行っています。公害・環境苦情件数については、減少傾向にあり、令和2年度の209件/年から、令和6年度は111件/年に減少しました。 ■ 不法投棄・ポイ捨て対策として、各自治会やボランティア団体による美化活動を行っています。不法投棄発生件数は、令和2年度から令和6年度の5年間で平均55件となっています。 ■ 気候変動による災害への対策として、熱中症予防に関する普及啓発や防災士の育成、防災に関する補助金交付を行っています。また、クーリングシェルター用救護用品の備蓄・配付を行っています。

🔍 課題

- 農村地域における農業者の高齢化や担い手の減少に伴い、地域の集落機能の低下が課題となっています。
- 自然環境調査の結果、「準絶滅危惧種」「注目すべき種」の生息が確認されました。生物多様性保全のため、調査を継続する必要があります。
- 公害・環境苦情件数については減少傾向にあるものの、発生元や原因者への指導や普及啓発を継続して行う必要があります。
- ごみの不法投棄やポイ捨てが依然として見受けられます。環境美化やごみの捨て方に関する啓発を強化していく必要があります。
- 人命を脅かすような猛暑や極端な大雨の頻度が高まっており、住民・事業者・町が一体となって対策に取り組む必要があります。

2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

2 「循環型社会の形成」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
ごみを出さない暮らし方の提案	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素に貢献する行動の一つとしてマイボトルやエコバッグ・マイバスケットの使用でおだのないお買い物を推進しています。 ■ 町内の児童生徒を対象とした環境ポスターコンクールや不要になった食器類のリユース活動などを行い、ものを大切にす意識の醸成を進めています。 ■ 食品ロスの現状調査としてごみ袋開袋調査を行いました。また、「フードバンクたかねざわ」にて、食料品の提供を行っています。 ■ プラスチックの再資源化や海洋プラスチックの削減を目指し、容器包装プラスチックのステーション回収や、容器包装以外のプラスチック製品の拠点回収を開始しました。
ごみの減量とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの分別徹底について、全町に周知・啓発を行っています。また、高根沢町分別収集計画（第11期）を策定しました。 ■ 可燃ごみ排出量削減のため、生ごみ処理機器購入費を助成しています。また、廃食用油回収とリサイクルに関する連携協定の締結を行いました。 ■ リサイクル促進のため、資源の拠点回収やリサイクルイベントの開催等を行いました。容器包装プラスチックの回収は目標の60t/年を上回りました。 ■ 環境学習施設「エコ・ハウスたかねざわ」は資源回収ステーションを設置しており、令和6（2024）年度の利用者は31,588人でした。 ■ 土づくりセンターではもみ殻や牛糞などをたい肥化して有機肥料「たんたんくん」を製造し、それを使い栽培したコシヒカリを給食で提供することで食育と循環型農業の推進を図っています。 ■ ごみの適正処理のため、不燃物や処理困難物の適切な出し方等について周知しています。また、高根沢町災害廃棄物処理計画を策定しました。

課題

- 町民1人1日当たりの可燃ごみ排出量について、令和7年（2025）年度に400gを目指していますが、令和6（2024）年度時点では446g排出されており、排出量削減に向けた取組の強化が必要です。
- 食品ロスの発生状況について今後も調査を継続し、進捗を把握する必要があります。
- エコ・ハウスたかねざわの資源回収ステーションを活用した、ごみの削減やリサイクルに関する普及啓発イベント等をより積極的に行っていく必要があります。
- 循環型社会の形成に資する取組を町民全体に広げていくために、普及啓発を促進することが重要です。
- 可燃系ごみのリサイクル率や資源ごみ回収量が伸び悩んでいます。引き続き資源ごみ回収団体の活動支援や住民に向けた普及啓発を推進する必要があります。

2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

3 「地球環境への貢献」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
省エネルギー・再生可能エネルギー活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の省エネルギーの取組を実施しています。令和6年度の公共施設のLED化率は80%になりました。 ■ 再生可能エネルギーの活用促進のため、太陽光発電等導入への補助金の交付を行っています。また、地球温暖化対策推進実行計画(区域施策編)を策定しました。
気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地産地消の取り組みとして、地元の農産物の活用を推進しています。令和6年度には学校給食に使用する野菜・穀物のうち57.6%を町内産が占めました。 ■ 大気汚染防止のため、エコカーの購入補助制度やエコドライブの普及啓発を行うとともに、光化学スモッグやPM2.5に関する注意報を周知しています。町有車へのエコカー導入を進めており、令和6年度の導入率は38%となりましたが、目標値である45%には届きませんでした。 ■ 令和4年5月に高根沢町ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。町が率先して温室効果ガスの削減を進めるために、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づいた行動を実施しています。令和6年度の温室効果ガス排出量は、平成25年度比で12.4%削減した一方、前年度比では9.4%増加しました。 ■ 令和6年5月に「デコ活宣言」をしました。ライフスタイルの見直しを進めるため、「デコ活」の普及促進に取り組んでいます。

課題

- 公共施設の照明LED化率100%が未達成(令和6(2024)年度:80.0%)となっているため、引き続き庁内周知及び連携を図り、照明のLED化を進める必要があります。
- 家庭向け脱炭素化普及促進補助金を令和7(2025)年7月に開始しました。申請件数や導入件数の実績把握と、より多くの町民への周知が必要です。
- 地産地消の取組を学校給食以外の分野(家庭や飲食店等)にも広げ、フードマイレージ削減効果を町全体で高めることが課題です。
- 令和6(2024)年度の町有車のエコカー導入率は38%になりました。目標の45%に達しておらず、導入促進をさらに強化する必要があります。
- 公共施設からの温室効果ガス排出量は平成25(2013)年度比で12.4%削減したものの、令和6(2024)年度は前年度比で9.4%増加しており、さらなる削減につなげる対策強化が求められます。
- 「デコ活」は脱炭素を実現するだけでなく、健康で安心な暮らしにもつながり、経済的なメリットもあります。「デコ活」の取組を広く普及させていく必要があります。

※「デコ活」とは…2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標実現に向けて、国民の行動変容・ライフスタイル変革を後押しする新しい国民運動

2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

4 「人材育成・パートナーシップ」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
環境教育・ 環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ エコ・ハウスたかねざわでは、環境に関する教育・学習・体験プログラムや、イベント「エコ・フェスタ」の開催を行っています。令和6年度の施設利用者総数は52,261人となりました。 ■ 学校における環境教育の充実のため、出前講座やごみ・地球環境について学ぶ「総合学習」の支援に加え、ポスターコンクールを実施しています。
環境保全活動の 支援と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア団体「まち美化パートナー」を募集し、令和6年度末時点で29団体・937人が登録しています。また、町内一斉清掃活動「美化キャンペーン」に参加する自治会に、資材提供等の活動支援を実施しています。 ■ 環境負荷の低減を実践している「たかねざわエコファミリー」の登録世帯が、令和6年度末で615世帯となりました。登録世帯が年々増加しており、「地球にやさしい暮らし」が普及してきています。 ■ ごみの分別情報、リサイクル情報、地球環境や環境保全に関する情報を継続的に発信しています。

🔍 課題

- 「エコ・ハウスたかねざわ」では令和6（2024）年度に52,261人が利用し、教育・体験プログラムも26件実施されました。利用者が来場型に偏っているため、様々なプログラムを検討する必要があります。
- 児童・生徒向けの出前講座を継続的に実施し、学校連携を進めています。より効果的なプログラム改善につなげるため、参加者数や満足度などの成果を定量的に把握する必要があります。
- 「まち美化パートナー」には令和6年度末時点で29団体・937人が登録し、美化活動を実施しています。自分たちの地域をきれいにする活動の普及と支援を継続して行います。
- ごみ・リサイクル等や環境情報のデジタル発信を拡充するため、体制整備や配信手段等の準備を進めています。

第3章

計画実現への取組



貢献するSDGs



自然と共存し 快適で住みよい
持続可能なまち たかねざわ



基本目標 1 快適な居住環境の確保



目標

「安全安心で快適な居住環境を確保し、住み続けたいまちをつくる」

公害の防止や、まちの美化を推進することで、誰もが安全安心で快適に暮らせる居住環境を確保します。

指標	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
主要河川等の水質検査の結果	環境基準値※達成	▶ 環境基準値達成継続
水洗化率(公共下水道への接続率)	86.7%	▶ 95.0%
合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管費用補助件数(累計)	114件	▶ 200件
狂犬病予防注射接種率	83%	▶ 85%以上
不法投棄発生件数	59件/年	▶ 減少
公害・環境苦情件数	111件/年	▶ 減少

※環境基準値については、各検査項目が以下の数値を満たしているかどうかで判断しています。

pH(水素イオン濃度。水の酸性、アルカリ性を示し、pH7が中性、小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性であることを表す):6.5以上8.5以下

BOD(生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質の量が微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量。値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す):2mg/L以下

SS(浮遊物質。水中に浮遊して溶解しない物質の総称):25mg/L以下

DO(溶存酸素。水中に溶解している酸素のこと。1気圧のもとで20℃の清水には約9mg/Lの酸素が溶解し、水が清純であればあるほど、その条件における飽和量に近くなる):7.5mg/L以上

現状と課題

快適な居住環境と安全で健康な生活を維持するためには、大気汚染や水質汚濁などの公害を防止するとともに、ごみの不法投棄やペットの不適切な飼育、騒音、空き地の雑草繁茂などの近隣公害への対策も不可欠です。

県内では主要な大気汚染物質が環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントのみ基準を達成していません。町内の主要河川では環境基準値を継続して達成しており、水質は良好に保たれています。公害や環境に関する苦情件数も減少傾向にありますが、引き続き発生元や原因者への指導や啓発が必要です。

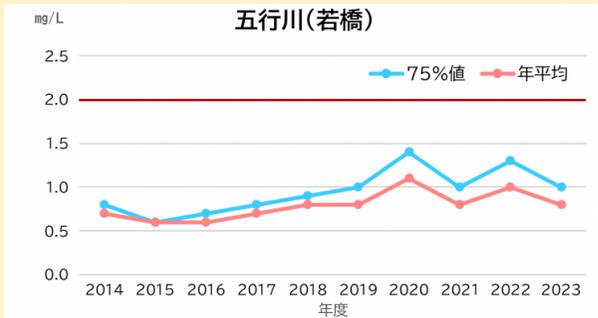
また、平成24(2012)年に「高根沢町景観条例」を制定してガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を促進しています。一方で、不法投棄やポイ捨てが依然として見受けられ、環境美化やごみの捨て方に関する啓発の強化が必要です。

I 環境汚染の未然防止

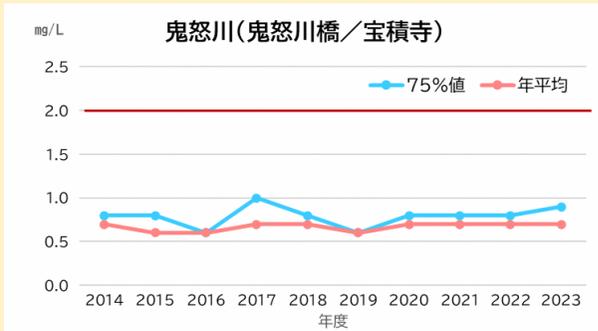
🔍 現状と課題

水質汚染の状況

本町の河川水・用水の水質は、良好な水質を維持しています。河川調査地点「五行川(若橋)」と「鬼怒川(鬼怒川橋/宝積寺)」の水質のBOD(生物化学的酸素要求量)は、両地点とも環境基準値の2mg/Lを下回っています。



令和5年度栃木県水質年表のデータを基に作成
五行川(若橋)のBOD値



令和5年度栃木県水質年表のデータを基に作成
鬼怒川(鬼怒川橋/宝積寺)のBOD値

施策	具体的な取組内容
水環境の保全・水質調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町では、町内の事業所や工場と「公害防止協定」を締結しています。協定を締結した事業所等から、工場排水の水質検査結果が定期的に報告され、その結果を町が監視します。 ■ 全町で水道が整備されています。その水質を常に監視し、良好な状態を保ちます。 ■ 公共下水道事業や農業集落排水事業を実施しています。未整備地区では合併浄化槽設置を促進し、生活排水による水質汚濁の防止に努めます。
主要河川や地下水の水質調査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内の主要河川や地下水の水質検査を毎年度実施し、環境基準値の達成を維持します。



出典：高根沢町

鬼怒グリーンパーク

町内の主要河川等の水質検査の結果は町ホームページに掲載しています。



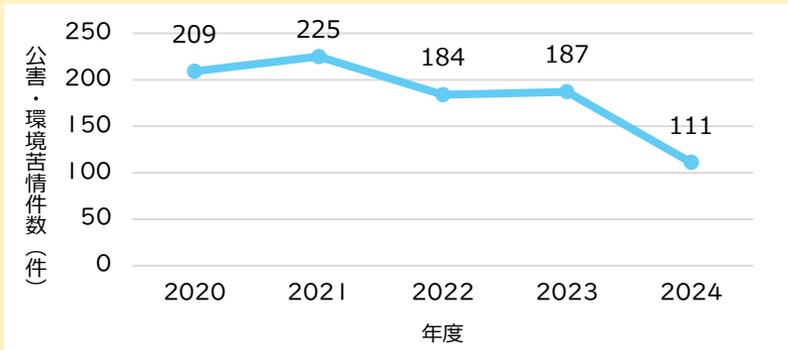
<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/doro/kasen/suishitukensa.html>

1 環境汚染の未然防止

🔍 現状と課題

公害・環境苦情件数

公害・環境苦情件数については、計画策定時(令和2(2020)年度)の209件/年から令和6(2024)年度に111件/年と減少しました。減少傾向にはあるものの、事業者への指導や普及啓発を継続して行う必要があります。



出典：高根沢町

公害・環境苦情件数の年度ごとの推移

大気汚染の状況

県では、大気汚染防止法に基づき、計28か所の測定局において大気汚染の状況を監視しています。

令和5(2023)年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、すべての有効測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての有効測定局で環境基準を達成していませんでした。

なお、町内に測定局はなく、宇都宮市が最も近い測定局となっています。

施策	具体的な取組内容
放射線量の監視	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町民広場内に設置した放射線モニタリングポストで町の放射線量を常に監視し、その情報を公開します。 ■ 水道水や下水道汚泥の放射線量を定期的に測定し、安全を確認します。
騒音・振動・悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所や工場、建設作業現場などで発生する騒音・振動・悪臭については、法令に基づく届出により未然防止に努めます。 ■ 苦情が寄せられたときは、発生源を確認し、発生者に規制指導や是正の依頼をします。
大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車の排気ガスによる大気汚染防止のため、電気自動車の普及やエコドライブの啓発を進めます。 ■ 町有車を順次電気自動車に更新します。 ■ 光化学スモッグ(光化学オキシダント)やPM2.5に関する注意報が気象台から発令された場合には、住民や学校等に周知します。



光化学汚染の発生のしくみ

出典：環境再生保全機構

2 住みやすい居住環境の整備

🔍 現状と課題

環境美化と景観の保全

町では「とちぎの環境美化県民運動」県民統一行動日に合わせて、各自治会による美化活動を行っています。
 また、平成24(2012)年に「高根沢町景観条例」を制定してガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を促進しています。
 一方で、ごみの不法投棄やポイ捨てが依然として見受けられるため、環境美化やごみの捨て方に関する啓発を強化していく必要があります。



出典：高根沢町
全国疎水百選 おだきさん

施策	具体的な取組内容
近隣環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空き地の雑草を繁茂させそのまま放置すると、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発し、安全上も問題があります。土地の所有者に対して、空き地の適正管理について啓発・指導を行います。 ■ 煙や臭いが発生し、近隣の迷惑となる廃棄物の野外焼却防止対策を進めます。 ■ 犬の飼主には、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を接種させる義務があります。狂犬病予防注射の接種を促進するため、集合注射や啓発活動を実施します。 ■ 犬や猫のふん害や不適正飼養を防止するために、ふん害防止看板の設置や犬のしつけ教室を開催して、啓発活動を行います。また、犬や猫の無秩序な繁殖を抑制するために、不妊・去勢手術費の一部を補助します。
不法投棄・ポイ捨て対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの不法投棄やポイ捨ては景観を損ない、公衆衛生の面でも望ましい状態ではありません。不法投棄やポイ捨てを抑制するために、注意喚起の看板を設置し、定期的に環境パトロールを実施します。 ■ 町内一斉清掃「美化キャンペーン」や、美化ボランティア「まち美化パートナー」による活動を支援します。
美しい景観の保持	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町では、平成24年に「高根沢町景観条例」を制定してガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を推進しています。



住民の役割

- 美しく住みやすいまちづくりのために、住まいの周辺の環境美化や景観の調和に協力しましょう。
- 町が実施する環境調査の結果を通して、町の環境への理解を深めましょう。
- 犬や猫などのペットは責任をもって飼いましょう。
- 美化キャンペーンやまち美化パートナーに参加しましょう。
- ポイ捨ても含めたごみの不法投棄防止対策へ協力しましょう。



事業者の役割

- 美しく住みやすいまちづくりのために、事業所の周辺の環境美化や景観の調和に協力しましょう。
- 事業で発生する騒音等に十分配慮し、廃棄物・排水を適正に処理して公害を防止しましょう。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組などについて積極的に開示を行いましょ。
- まち美化パートナーなどの町の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努めましょう。



まち美化パートナー活動を支援しています ～自分たちのまちは自分たちできれいに～

美しく住みやすいまちづくりのために、公園や道路などの美化活動をするボランティアを随時募集しています。活動に必要な軍手・ごみ袋・道具（ホウキや草刈りカマ等）を支給・貸与します。募集の詳しい内容や登録方法、支給・貸与できる物品等は町ホームページに掲載しています。

<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/kankyo/shien/partner.html>



基本目標 2 自然環境の保全



目標

「豊かな自然と共存し、生物多様性を共創するネイチャーポジティブなまちをつくる」

多様な生物の生息・生育環境の保全を図り、本町の豊かな自然資源を活用した産業が活性化するとともに、自然との共生が重要視された社会の構築を目指します。

なお、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略にあたる本目標については、町のあるべき姿（状態）である状態目標と、状態目標を達成するための行動目標（指標）を定めます。

生物多様性地域戦略の状態目標

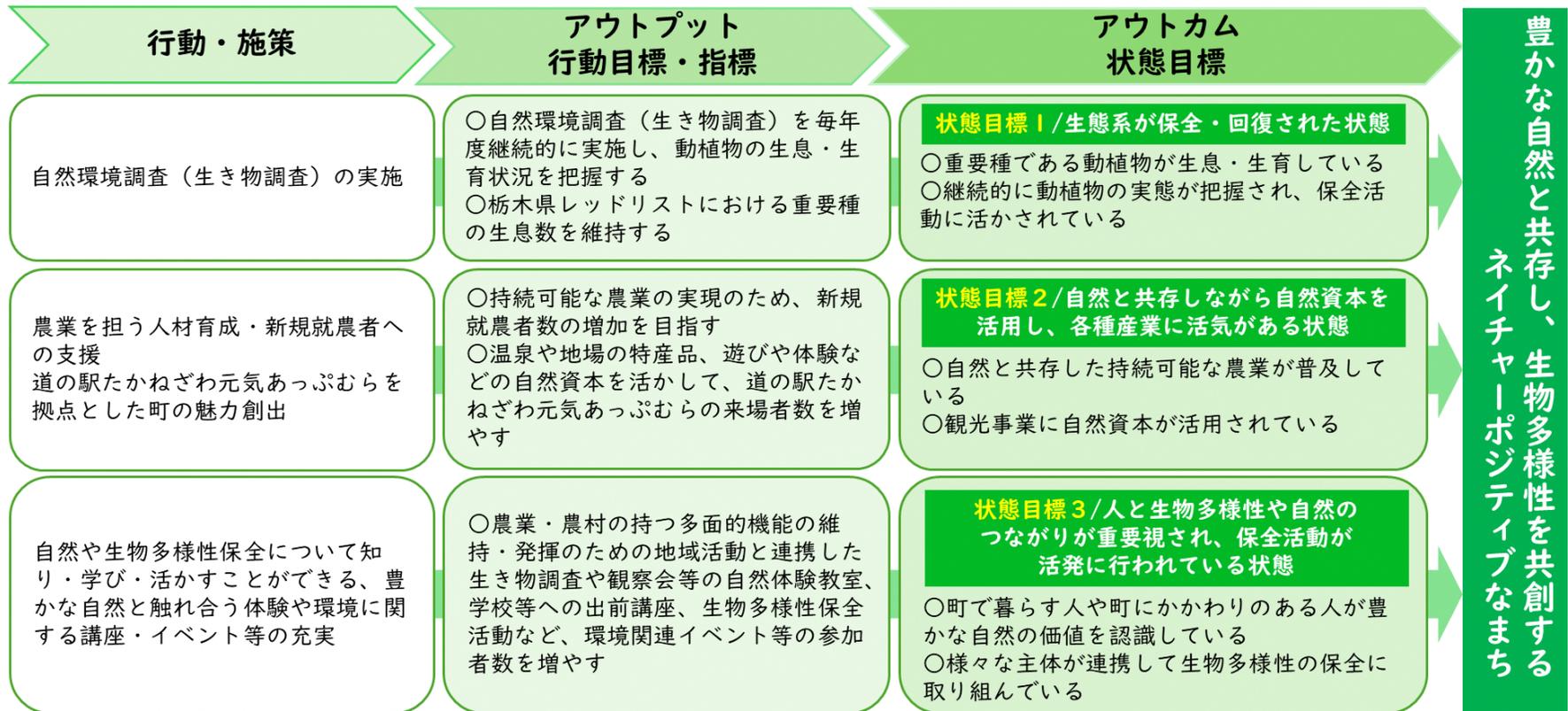
状態目標1：生態系が保全・回復された状態

状態目標2：自然と共存しながら自然資本を活用し、各種産業に活気がある状態

状態目標3：人と生物多様性や自然のつながりが重要視され、保全活動等が活発に行われている状態

指標	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
自然環境調査(生き物調査)の実施	実施	▶ 毎年度継続して実施
栃木県レッドリストにおける重要種※の生息数	12種	▶ 12種を維持
新規就農者数	4人	▶ 25人/5年間
元気あっぶら施設来場者数	399,259人	▶ 550,000人
環境に関する講座・イベント等への参加者数	2,410人	▶ 3,000人

※重要種：准絶滅危惧種、注目すべき種など



豊かな自然と共存し、生物多様性を共創する
ネイチャーポジティブなまち

生物多様性地域戦略の状態目標達成に向けたロジックモデル

現状と課題

令和7(2025)年に行った自然環境調査においては、動物と植物を合わせて計12種の重要種が確認されました。町内の生物多様性や自然環境を豊かな状態に保っていくために、保全活動を積極的に推進していく必要があります。

地域農業を持続的に支えていくため、後継者・担い手の確保・支援や、地域集落の機能回復・保全活動を推進していく必要があります。

1 自然や生物多様性への理解促進

生態系の状況

本町の生態系を把握するため、令和7(2025)年に桑窪-上柏崎地区、宝積寺地区において水辺などの水田環境を中心に自然環境調査を実施しました。

植物、両生類、爬虫類、哺乳類、昆虫類において、以下のとおり重要種及び外来種が確認されました。

重要種	
植物	ミクリ属sp.、トキホコリ
両生類	アカハライモリ、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル
爬虫類	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、ヤマカガシ
哺乳類	カヤネズミ、ニホンイタチ
昆虫類	アオモンイトトンボ

外来種	
植物	アレチウリ、イチビ、オランダガラシ、エゾノギンギシ、ムシトリナデシコ、ワルナスビ、ヤナギハナガサ、オオブタクサ、アメリカセンダングサ、セイタカアワダチソウ、オオオナモミ
両生類	ウシガエル
爬虫類	—
哺乳類	アライグマ、ハクビシン
昆虫類	アカボシゴマダラ

🔍 現状と課題

施策	具体的な取組内容
生物多様性に関する普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境調査(生き物調査)の結果を環境学習等に活用します。 ■ 町の生物多様性に関する情報を発信し、保全活動の普及啓発を行います。
自然環境のモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町の自然環境の状態を把握して的確な施策を行うために、多面的機能支払交付金広域化推進事業と連携して、継続的に自然環境調査(生き物調査)を行います。 ■ 調査の結果を広く周知し、豊かな自然を未来に引き継ぐための取組を推進します。
外来種および野生鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ クビアカツヤカミキリ等の外来種による農林水産業への被害拡大防止のため、県と連携し住民への啓発を行います。 ■ 高根沢町鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲活動やわなの設置等に関する取組等を推進します。



レッドデータとちぎWEB

栃木県版レッドリストに掲載されている希少な動植物種について、位置情報と写真を掲載しています。身近にいる希少な動植物種や生き物の情報を調べたい時等に活用できます。



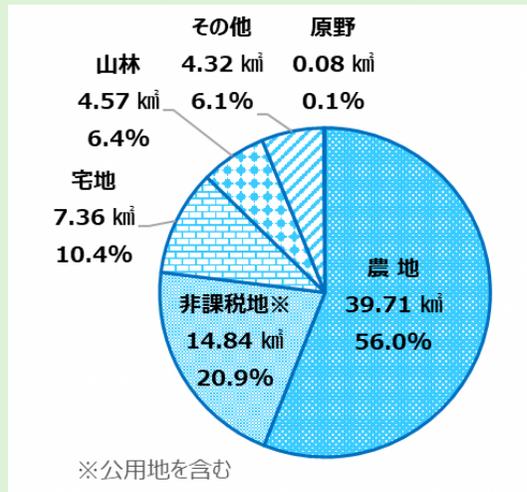
<http://tochigi-rdb.jp/>

2 自然環境、生物多様性の保全と創出

現状と課題

自然環境の状況

本町の土地利用状況は農地が39.71km²(56.0%)と過半を占め、町の基盤を形成しています。次いで非課税地(公用地含む)が20.9%、宅地が10.4%、山林が6.4%と続きます。豊かな自然環境に恵まれている一方で、山林率は開発の進展に伴って低下しています。



出典:高根沢町オープンデータ

地目別土地利用状況(令和7(2025)年)

また、本町の人口1人当たりに対する都市公園等の面積は、令和6(2024)年度時点で38.4m²であり、県内の市・町の中で最多となっています(2位は日光市の25.7m²)。これらを適切に管理し、町民の憩いや交流の場としてはもちろん、自然や生物とふれあう場としても活用し、県内外他市町村からの来訪客の増加につなげていく必要があります。

施策	具体的な取組内容
農地・里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業に携わる人材の育成や、森林・里山の機能回復のための保全活動の支援を行います。 ■ 農業被害の原因となり、公衆衛生や生態系保全に影響を及ぼす外来生物・有害鳥獣への対策を行います。 ■ 農村地域における農業者の高齢化や担い手の減少等に伴い、地域の集落機能の低下により支障が生じつつある農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を目的に、農地の保全等につながる活動を広域的に支援する、多面的機能支払交付金広域化推進事業を推進します。 ■ 高根沢町森林環境譲与税活用基本方針に基づき、森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用を推進します。
自然体験や生き物とふれあう機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町の自然を活用した自然体験学習やイベントの開催により、自然や生きものとふれあう機会を提供します。



里山保全活動の様子

出典:高根沢町

コラム 高根沢町に生息する生き物たち

本町は、関東平野を代表する米どころとして知られ、その水田環境を中心に様々な生き物が生息しています。令和7(2025)年に実施した自然環境調査では、環境省第4次レッドリスト※¹や栃木県第4次レッドリストに掲載のある重要種や特定外来生物※²など様々な生き物が確認されました。

※¹レッドリスト:絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト

※²特定外来生物:生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれのある外来生物



トウキョウダルマガエル



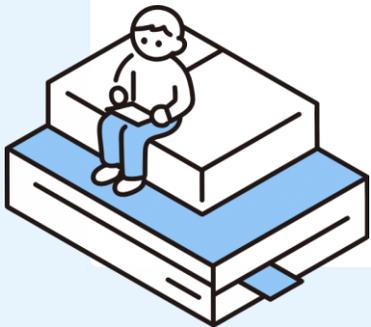
トキホコリ



ヒガシニホントカゲ



調査風景





住民の役割

- 身近な自然環境に興味を持ち、自然を守る活動に参加しましょう。
- 町が発信している生物多様性情報に関心を持ち、学習しましょう。
- 外来生物への正しい理解を深め、ペットの責任ある管理をしましょう。
- 町が実施する環境学習講座やイベント等に積極的に参加しましょう。
- 環境問題について、学んだことや考えたことについて、家族や地域、学校等で積極的に話し合い、行動していきましょう。



事業者の役割

- 身近な自然環境に興味を持ち、自然を守る活動に参加しましょう。
- 自社の事業活動の生物多様性への影響を把握し、事業活動が生物多様性に与える影響をできる限り小さくしましょう。
- 事業所の敷地内で生きものが好む緑地を保全・創出し、生物多様性緑化を行いましょう。
- 事業所における生物多様性関連情報（モニタリング結果や取組）を共有しましょう。
- 業界団体や産業支援機関等が開催する環境保全に関する研修、視察等に積極的に参加しましょう。



町の田園風景

出典：高根沢町

基本目標3 循環型社会の形成



目標

「限りある資源を効率的に循環させる 環境負荷の低いまちをつくる」

ごみの減量や資源化に取り組みやすい環境を整備し、限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用する「サーキュラーエコノミー」への移行を推進するとともに、安定的で効率的な廃棄物処理体制を確立します。

指標	現状値 (R6年度)		目標値 (R12年度)
可燃ごみ排出量の削減(町全体) ※一般廃棄物のみを対象とする	5,624t	▶	5,500t
住民1人1日当たり可燃ごみ排出量	446g	▶	400g
プラスチック回収量	74t	▶	120t
《資源循環推進計画の目標》 家庭系ごみのリサイクル率	12.4%	▶	15%
《食品ロス削減計画の目標》 家庭系食品ロスの量 ※1人1日当たりの量	52g	▶	46g

※国の食品ロス削減計画における目標では基準年度平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度に半減するとしており、それに基づいて町の目標値を計算しています。

1 ごみの減量とリサイクル

現状と課題

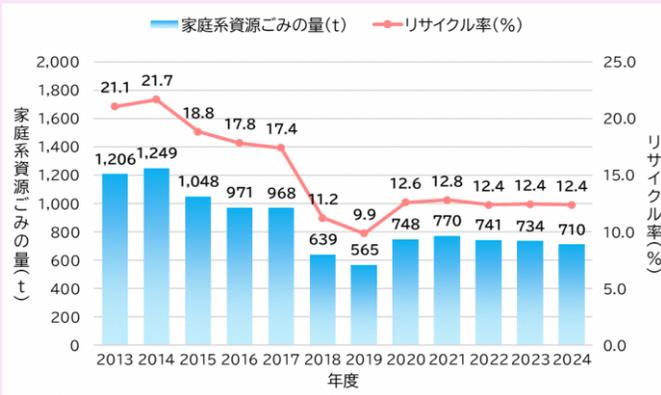
ごみの排出状況

家庭から排出されるごみの総量はほぼ横ばいで推移しており、令和6（2024）年度は5,728トン、1人当たり547グラムとなりました。一方で、ごみのリサイクル率は12.4%と減少傾向にあり、ごみ減量と資源循環の取組強化が課題です。



出典：高根沢町

ごみの総排出量（家庭系）と住民1人当たりの1日のごみ排出量の推移



出典：高根沢町

家庭系資源ごみの量とリサイクル率の推移

施策	具体的な取組内容
<p>廃棄物等の発生抑制・再使用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町では、「高根沢町一般廃棄物処理実施計画」「高根沢町分別収集計画」を策定し、可燃ごみのほかに資源びんやペットボトル、容器包装プラスチックなどを分別して回収し、再資源化を進めています。 毎年「高根沢町のごみの出し方～資源・ごみ収集のお知らせ」を発行して全町に配付し、ごみの分別について周知・啓発をしています。 ごみ・資源の分別方法や収集日カレンダーなどを発信するアプリを導入します。 事業所等から排出される「事業系ごみ」は、各事業所に分別の徹底と適正処理を促し、排出量の削減を図ります。 ものを買うときは環境や社会に配慮した製品を選び、ものに愛着を持って大切に使い、直せるものは修理して使う・ものを使い捨てにしない意識が高まるように啓発活動を行います。 食品ロスに限らず、必要のないもの・必要のない量を購入すると、最終的にはごみを増やすことにつながります。本当に必要な量は適量かをよく考える「むだのない賢いお買い物」を推進します。



エコパークしおやでは本町の可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみを処理しています。焼却時の余熱は再利用され、資源物は民間業者によって再資源化されています。



出典：高根沢町
エコパークしおや

エコパークしおや
ホームページ

1 ごみの減量とリサイクル

現状と課題

ごみの分別区分と収集方法

本町のごみ・資源の分別区分と収集方法は以下のとおりです。
毎年3月に分別区分・収集方法・収集日を掲載した「高根沢町のごみの出し方」を発行し、新聞折込、公共施設、指定袋販売店（一部）、町ホームページで配布・公開しています。
令和5年度の住民1人当たりのごみ排出量は、栃木県内市町の少ない順で6位でしたが、リサイクル率は14位でした。プラスチックなどの資源の分別回収・再資源化をさらに促進する必要があります。

【家庭系】

分別区分	収集方法			出し方 (ごみ処理手数料)	
	ステーション	拠点	戸別		
可燃ごみ	紙くず・生ごみ	週2回	-	指定袋に入れる 20L・200円/10枚 30L・300円/10枚 40L・400円/10枚	
	木製品類				
	プラスチック類				
	衣類・布類				
資源ごみ	資源びん	月1回	○	みまもり 収集 資源ごみ専用コンテナに入れる 1個・700円	
	カン・ガラス・不燃物	月1回	カン○		
	ペットボトル	月1回	○		
	古紙	新聞紙	月1回	○	種別ごとにひもで十字に束ねて出す
		ダンボール			
		雑誌・雑紙			
		牛乳パック			
	プラスチック	月2回	○	-	透明または半透明の袋に入れて出す
	製品プラスチック	-	○	-	資源回収イベント時に回収
	古着古布	-	○	-	衣類・布類等
剪定枝	-	-	○	1kgにつき10円	
廃食用油	-	○	-	植物性の廃食用油	
使用済み小型家電	-	○	-	バッテリー等はずす	
携帯電話・スマホ	-	○	-	バッテリー等はずす	
インクカートリッジ	-	○	-	メーカーの指定なし	
使用済み食器類	-	○	-	資源回収イベント時に回収	
小型充電電池	-	○	-	リサイクルマークがあるもの	
粗大ごみ	-	-	月2回	事前申込制 1点につき1,000~4,000円	

【事業系】

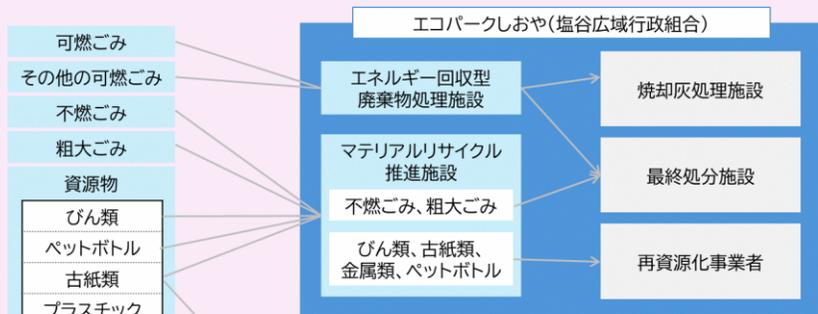
分別区分	収集方法	ごみ処理手数料
可燃ごみ	事業者による直接搬入、または町許可事	事業者と収集運搬業者の契約による
資源ごみ	業者への委託による収集運搬	

施策	具体的な取組内容
プラスチックごみ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出されるプラスチックごみ(容器包装プラスチック及びプラスチック製品)を一括で回収して再資源化し、資源循環を促進します。 マイバッグ・マイバスケットの利用を推進してレジ袋を減らし、海洋プラスチック(マイクロプラスチック)削減を目指します。 国が進める「プラスチックスマート」、県の「プラごみゼロ宣言」「プラスチック3R+3R」に賛同し、啓発活動を進めます。
廃棄物等のリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> 使用済小型家電やリチウム充電電池の再資源化のため、回収量の増加を目指します。 自治会や育成会などが実施する「資源ごみ集団回収」に報償金を交付して、リサイクルに協力する団体の活動を支援します。 廃食用油の回収を強化し、航空機のジェット燃料(SAF)に再生する事業に参画します。 資源としてリサイクルできる可燃系ごみの分別回収を促進し、リサイクル率向上を目指します。 生ごみの減量と再資源化を促進するため、生ごみ処理機器の購入費の一部を助成します。 「土づくりセンター」では、農業で排出される家畜糞尿やもみから等を堆肥化しています。作られた堆肥「たんたんくん」を使用した農産物は、学校給食で提供されるほか、町内の直売所で販売され、地産地消の促進に貢献します。

2 廃棄物等の適正処理の推進

ごみ・資源の処理工程

本町のごみ・資源の処理体系は図のとおりです。
 可燃ごみ、その他の可燃ごみは塩谷広域行政組合「エコパークしおや」のエネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却し、焼却灰は搬出して処理委託・最終処分委託されています。
 不燃ごみ、粗大ごみは、「エコパークしおや」のマテリアルリサイクル推進施設で処理・分別され、可燃物は焼却、他は再資源化委託・最終処分委託されています。古紙等やプラスチック等の資源は再資源化事業者へ引き渡し・売却しています。
 ごみ・資源を適正に処理・再資源化するために、分別・収集日・ごみステーション利用のルールなどを分かりやすく周知・啓発する必要があります。



分別に迷った時には
町のホームページもご確認ください！



<https://www.town.takanezawa.toc.higi.jp/life/gomi/bunbetsu/>



「高根沢町のごみの出し方」
(毎年3月発行)

現状と課題

施策	具体的な取組内容
廃棄物等の不適正な処理の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの中には、リサイクルが困難な不燃物や処理困難物があります。これらについては、環境に配慮した適正処理を行います。 ■ 不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、住民及び事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化していきます。
収集・運搬体制と処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要に応じてごみステーションの設置基準を見直し、設置数及び設置位置の適正化に努めるとともに、ごみステーションの利用やごみの排出方法に関する指導に努めます。 ■ 中間処理施設であるエコパークしおやの運営事業者がごみの受入から処理及び排ガスの処理並びに設備の維持管理を適切に行っているかについて、塩谷広域行政組合においてモニタリング等により確認を行い適切な運営に努めます。 ■ エコパークしおやから発生する焼却残渣や粗大ごみ処理施設から発生する残渣の有効利用について継続して行い、埋立物の資源化による最終処分量削減に取り組みます。
非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 震災や水害等の大規模な災害時に発生した災害廃棄物は、「災害廃棄物処理計画」に基づき処理します。また、塩谷広域行政組合において、平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、訓練等を通じて体制整備を図ります。

3 食品ロス削減対策の推進

食品廃棄物の現状

現状と課題

令和6(2024)年度に、町内の家庭から排出される一般廃棄物(食品廃棄物)に占める食品ロス量の割合を把握するため、ごみ袋の開袋調査を実施しました。市街地と農村部それぞれと全体について、試料の全量と食品廃棄物及び食品ロスの量を集計した後、重量と割合を算出し、これらの結果に基づき町全体の家庭から排出される食品廃棄物と食品ロスの量の推計を行いました。

市街地と農村部の可燃ごみを比較すると、市街地の方が食品廃棄物の割合が高くなっており、①で算出した食品ロスの量は544,651kg、②で算出した食品ロスの量は558,202kgとなりました。

また、住民1人当たりの食品ロスの量を計算すると、年間で約19kg、1日当たり52~53gとなりました。(人口は令和6年4月1日現在の28,757人で算出)国の推計(令和4(2022)年)によると、「国民1人当たりの1日の食品ロス量」は103gで、そのうちの約半分が家庭系から排出されていると見込まれており、本町の推計結果もほぼ同じ結果となりました。

食品廃棄物・食品ロス量推計

※単位はkg

		推計① 全体の割合で 算出	推計② 市街地・農村部の人口割合と食品廃棄物の割合で算出 (人口割合 市街地:農村部=1.8:1 ※注)					
			全体	市街地	農村部	市街地+農村部		
令和5年度の家庭系可燃ごみ収集量		4,806,660	3,089,996	1,716,664	4,806,660			
食品 廃棄物	食品 ロス	①100% 残存	消費・賞味期限内	0	0	0		
			消費・賞味期限切れ	47,221	18,793	23,965	42,758	
			表示なし	122,775	109,870	24,852	134,722	
			小計	169,997	128,663	48,817	177,480	
			②100% 未消費残存	消費・賞味期限内	13,411	15,902	320	16,222
				消費・賞味期限切れ	42,499	39,033	7,988	47,021
		表示なし	34,235	13,011	17,752	30,763		
		小計	90,146	67,946	26,060	94,005		
		小計(直接廃棄)	260,142	196,609	74,877	271,486		
		③食べ残し	284,509	150,348	121,599	271,947		
食品ロス計	544,651	346,957	211,246	558,202				
④調理くず	744,917	568,142	211,246	779,387				
食品廃棄物小計	1,289,568	915,098	407,722	1,322,820				
⑤その他	28,333	23,130	7,101	30,231				
食品廃棄物計	1,317,900	938,229	414,823	1,353,051				

(※注 R2国勢調査による町の人口29,229人 うち市街地18,787人、農村部10,442人)

食品ロス
削減意識の
醸成

- 県と町は、「とちキャラーズの3きり運動」、「とちぎ食べきり15運動」を推進します。
- ホームページや広報紙等により、食品ロス削減につながる消費行動の啓発を行います。
- 学校給食では、町産・県産の農産物を率先して使用し、学校給食における地産地消をさらに促進することで、食育を推進します。

未利用食品
等の有効
活用

- 家庭で余っている食材のうち、常温保存ができ、未開封で賞味期限が一定期間以上残っているものは、社会福祉協議会が実施する「フードドライブ(フードバンク)」で寄付を受け付けます。
- こども食堂活動等への支援を検討します。
- 一定期間が経過し、防災備蓄の役割を終えた食品について、有効活用を行います。
- フードシェアリングサービスの活用など、民間事業者との連携を視野に取組を検討していきます。



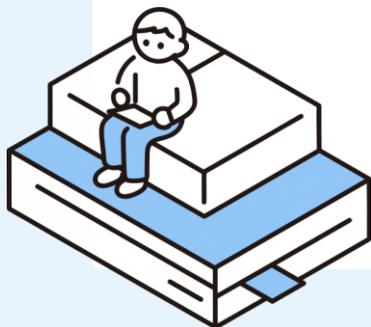
コラム 「残さず食べよう!とちぎ食べきり15(いちご)運動」

まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物を「食品ロス」と言い、国内で年間約472万トン発生しています。この量は、なんと”国民1人1日当たりの茶わん約1杯のご飯の量”に相当します。「もったいない」と思いませんか!?

そこで、栃木県では料理の食べ残しを減らすため、会食(飲み会、食事会、テイクアウトなど)や御家庭での食事時には、「いただきます!」のかけ声後と、「ごちそうさま!」のかけ声前のそれぞれ15分は、自席で料理をいただく「食べきり15(いちご)運動」の実施を呼びかけ、食品ロスの削減を推進しています。



出典:栃木県





住民の役割

- ごみの分別ルールを守りましょう。
- プラスチックを分別して、可燃ごみを減らしましょう。
- 「3きり運動」で食品ロスを減らしましょう。
- ムダを出さない買い物を心がけましょう。
- レジ袋の削減に協力しましょう。
- ものを大切に使い、使えるけれど不要なものは、人に譲るかりサイクルショップを利用しましょう。



事業者の役割

- ごみの分別を徹底し、適正に処理しましょう。
- ごみの排出量削減に努めましょう。
- 再利用が可能な製品を製造・販売しましょう。
- リサイクルできる製品や、エコマーク製品・グリーン購入対象の製品を選びましょう。
- 「3きり運動」で食品ロスを減らしましょう。
- レジ袋の削減に協力しましょう。

基本目標4 地球環境への貢献



目標

「地球温暖化を防止し、気候変動の影響に適応した地球環境にやさしいまちをつくる」

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住民・事業者・町が一体となって温室効果ガス排出量を削減します。また、すでに現れている地球温暖化による気候変動の影響に対応するための適応策についても推進していきます。

指標	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
家庭向け脱炭素化普及促進事業の活用件数	4件	50件
事業所向け脱炭素化普及促進事業の活用件数	事業なし	20件
地球環境に貢献できるライフスタイルの定着	「デコ活宣言」・定着を啓発	定着が進んでいる
クーリングシェルター登録数(累計)	13か所	15か所
《地球温暖化対策推進実行計画(区域施策編)の目標》 町域の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度に46%以上削減。 令和32(2050)年度に100%削減し、脱炭素を達成。	136,183t (R2) 169,354t (H25)	91,451t
《地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)の目標》 町の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度に50%削減。	3,787t (R6) 4,324t (H25)	2,162t

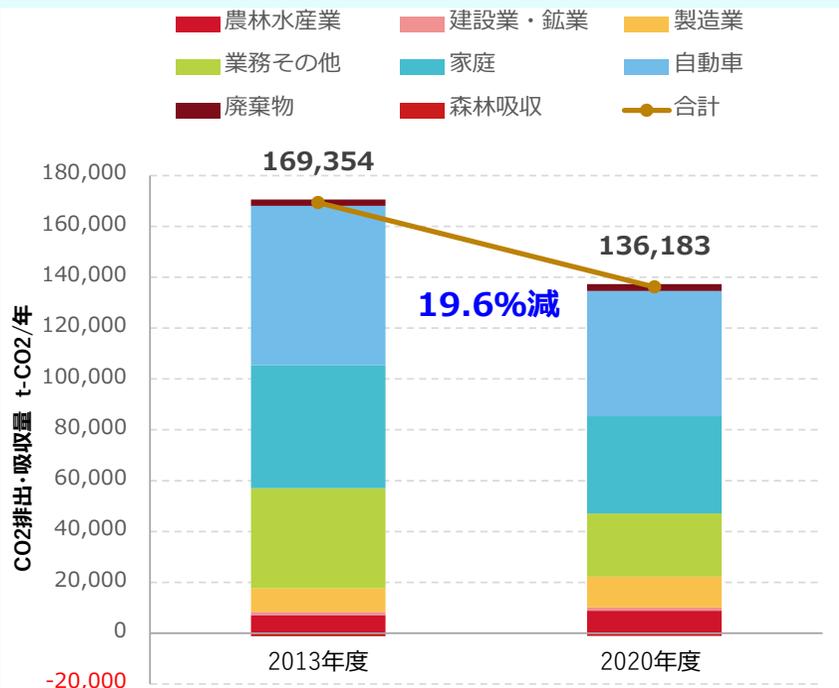
※本計画において対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)とし、排出量を把握する部門は産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野とします。なお、それぞれの算定方法については、資料編に記載します。

I 温室効果ガス排出量の削減

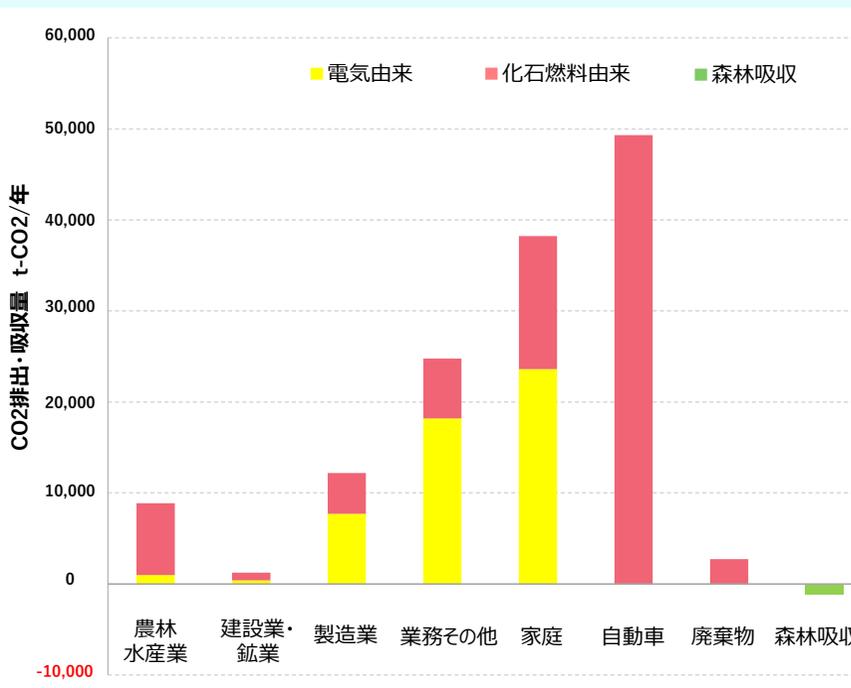
🔍 現状と課題

本町の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25(2013)年度と比較して19.6%削減されています。令和12(2030)年度の46%以上、令和32(2050)年度に脱炭素化を本町として達成するために、引き続き環境配慮行動を促進していく必要があります。

また、本町の特性として、自動車の温室効果ガスの排出量が最も多く、次いで家庭や業務その他といった民生部門での温室効果ガスの排出量が多い傾向があります。



基準年度とのCO2排出量の比較結果



部門分野別のCO2排出源の分析結果

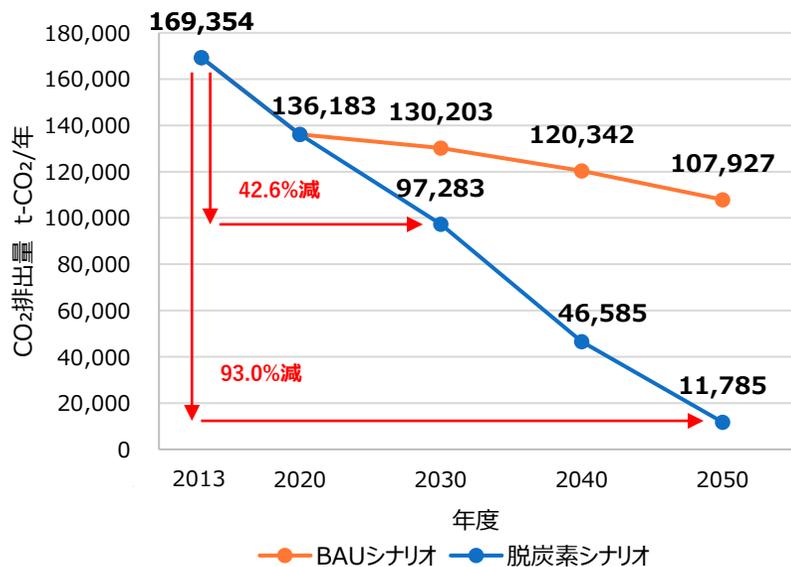
1 温室効果ガス排出量の削減

🔍 現状と課題

温室効果ガス排出量の将来推計

本町において、現状のまま温室効果ガス排出量が推移する場合（BAUシナリオ）と、国が脱炭素に向けた方針として示している省エネ技術の進歩の見込みや電源構成等を反映した脱炭素シナリオの推計を行いました。その結果、人口や経済成長のみでは2050年度に脱炭素を達成することは難しいことがわかりました。

また、国が試算している技術革新や電力のCO2排出係数の変化を適用しても、本町は脱炭素を達成することができず、本町ならではの追加対策が必要であることがわかります。



温室効果ガスの将来推計

施策	具体的な取組内容
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）を目指して、地球に暮らす私たち1人ひとりが高い意識を持って自分の生活を振り返って見直すことができるよう、「デコ活」の普及啓発を通して地球環境に貢献できるライフスタイルを提案します。 ■ 環境省が推進する「デコ活」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや節電の啓発活動を行います。 ■ 住宅や事業所の省エネ診断・EMSの導入を促進し、エネルギー使用量の見える化を図ります。 ■ ZEH・ZEBや断熱リフォームに関する普及啓発や国・県の補助の情報提供を行うなど、建築物の省エネルギー化を促進します。 ■ 高効率機器や省エネ家電の普及啓発等、省エネルギー設備の導入を促進します。

※ZEH・ZEB…年間のエネルギー収支をゼロにすることを旨とする建築物です。
ZEHは住宅、ZEBは非住宅建築物を指します。



デコ活アクション まずはここから

- 🔌 電気も省エネ 断熱住宅
- 🌿 こだわる楽しさ エコグッズ
- 🙏 感謝の心 食べ残しゼロ
- 👥 つながるオフィス テレワーク

出典：環境省

環境省が推進する「デコ活」

I 温室効果ガス排出量の削減

🔍 現状と課題

再生可能エネルギー導入ポテンシャル

脱炭素のための追加対策である再生可能エネルギーの導入については、下の表のようなポテンシャル(導入できる可能性)が存在しますが、本町の現況を考慮し、優先して検討すべきは建物系の太陽光発電とします。

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	157.2	MW
		213,669	MWh/年
	土地系	640.9	MW
		865,713	MWh/年
合計	798.2	MW	
風力	陸上風力	1,079,382	MWh/年
		0.0	MW
		0	MWh/年
中小水力	河川部	0.0	MW
		0	MWh/年
	農業用水路	4.1	MW
		23,379	MWh/年
	合計	4.1	MW
合計		23,379	MWh/年
		802.3	MW
		1,102,762	MWh/年

再生可能エネルギー導入ポテンシャルの内訳

また、国のエネルギー基本計画における再エネ導入の方針に準じ、消費電力量を本町の再エネで賄うと想定すると、令和12(2030)年度においては太陽光発電は41MW、中小水力発電は1MWが必要となります。同様に令和32(2050)年度においては省エネ技術の進歩等も影響し、32MWの太陽光発電と1MWの中小水力発電が必要となります。

施策	具体的な取組内容
再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化石燃料に依存するエネルギーから、太陽光・風力・地熱などの温室効果ガスの排出を抑える再生可能エネルギーへの転換を進めるための施策について、最新技術の開発の状況などの研究を進めます。 ■ 太陽光発電設備を設置する際、国や県が定める指針を周知し、指針に基づいた助言を行います。 ■ 町の庁舎や公共施設に太陽光発電パネルや蓄電池システムを導入し、再生可能エネルギーの活用を進めます。 ■ 脱炭素化とレジリエンス向上のため、住宅や事業所の再生可能エネルギー導入や電気自動車の導入を支援します。 ■ 再生可能エネルギーを有効活用しつつ、電力の需給バランスを保つことが可能となる系統用蓄電池の導入を検討します。



高根沢町脱炭素ビジョン

町の脱炭素化に向けた取組を進めるために温室効果ガス排出の現状把握や将来推計、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルなどを調査しました。



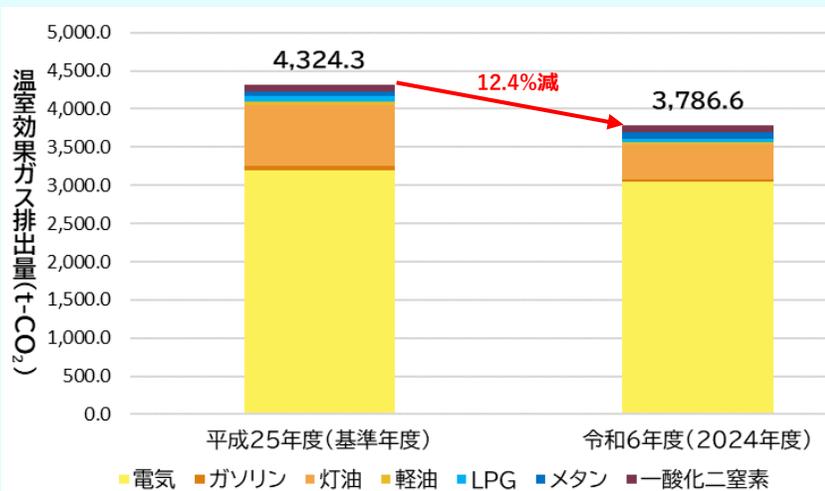
<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/kankyo/kikohendotaisaku/datsutanoso/index.html> (町ホームページ カーボンニュートラルのページへ)

1 温室効果ガス排出量の削減

🔍 現状と課題

町の事務事業における排出状況

町の事務事業における温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25(2013)年度と比較すると、令和6(2024)年度には12.4%の削減となっています。燃料別に見ると、「灯油」は約43%削減、「LPG」は約41%削減と大きく減少しており、省エネ対策や燃料使用量削減の効果が表れています。一方で、電力由来の排出量は依然として全体の大部分を占め、「メタン」や「一酸化二窒素」は基準年度比で横ばいに近い状況です。



出典: 高根沢町

町の事務事業における温室効果ガス排出量の比較

町の率直的な取組の推進

施策

具体的な取組内容

- 町の庁舎や公共施設について、化石燃料を用いる空調設備等は可能な限り電気エネルギーを用いるものに転換します。公用車については、適正台数を見極め、計画的に削減するとともに更新する場合は可能な限り電気自動車とします。
- 建築物における省エネルギー対策として、今後予定している新規事業については、原則ZEB Oriented^{※1}以上とし、令和12(2030)年度までに新築建築物の平均でZEB Ready^{※2}相当となることを目指します。
- 既存設備を含めた公共施設全体のLED照明の導入割合を令和12(2030)年度末までに100%とすることを目指します。また、設備更新・改修に当たっては、現状より高効率な設備に更新します。新たな設備に転換を図ることで、温室効果ガスの削減に加えて、将来的なコストを削減(回収)し、少量のエネルギーで最大の効果を発揮します。
- 令和12(2030)年度までに、町の調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。
- 令和12(2030)年度には、設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。特に廃止予定が明らかではない施設について、補助事業等のタイミングを鑑みながら早急に検討を始め、積極的に導入することで今後想定される電気料金の高騰にも対応します。
- 省エネルギーに資する職員の日常の行動に関する取組を徹底します。また、ワークライフバランスの確保に努め、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な職員の勤務を推進します。

※1,2 ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物について、削減量に応じて下記の分類となります。

ZEB: 100%以上削減かつ再生可能エネルギー導入必須 / ZEB Ready: 再生可能エネルギー導入なし / ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネルギーを図った建築物で、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のもの。

I 温室効果ガス排出量の削減

🔍 現状と課題

その他の対策

排出量削減目標を達成するためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用以外の対策も推進していく必要があります。

森林資源や水田を二酸化炭素の吸収源として活用するとともに、脱炭素に関わる技術動向を注視し、新たな技術の導入を検討します。

施策	具体的な取組内容
吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 二酸化炭素の吸収源となる森林・里山の保全を進めます。 ■ 森林資源や水田の中干し延長などによるJ-クレジットの活用を検討します。
新たな技術の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素や合成燃料（二酸化炭素と水素を合成して作られる燃料）、バイオ燃料など、従来の化石燃料に代わる次世代燃料について、技術動向等を注視するとともに導入を検討します。 ■ 灯油、ガソリン等の使用から、二酸化炭素排出量の少ないガスや再生エネルギー由来の電気への転換を促進します。

廃食油回収ボックス

回収された廃食油(使用済み食用油)は“SAF(次世代の航空燃料)”へリサイクルされます。

リサイクル用途の説明

—2050年のカーボンニュートラルを目指して—
ご家庭から出る廃食油(使用済み油)のリサイクルにご協力下さい。
お預かりした油は、飛行機燃料(SAF)インク、石けんなどに100%リサイクルします。

注意事項

【専用容器に入れられるもの】
・廃食油(使用済み油) ・賞味期限切れ食用油

【専用容器に入れられないもの】
・植物油 ・ガソリン ・潤滑油 ・化学物質
・マヨネーズ、ソース、ドレッシング
・飲料、食べ残し ・その他廃棄物

専用容器(リターナブルボトル)は、隣のラックにない場合は、役場環境課でお渡ししています。

ENEOS 吉川油脂 nj

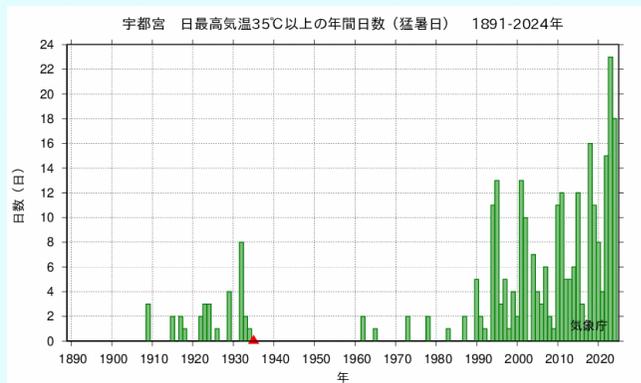
出典：高根沢町

廃食油回収ボックスの看板

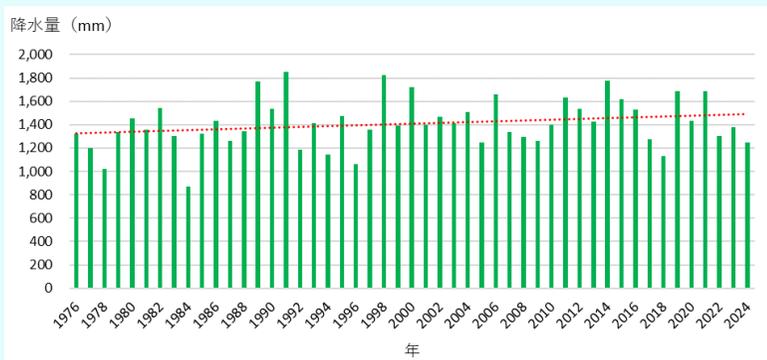
2 気候変動への適応

🔍 現状と課題

気候変動による影響について、宇都宮観測所における年平均気温は100年あたり約2.4℃の割合で上昇しており、猛暑日や年間降水量も増加傾向にあります。



出典：東京管区気象台関東甲信地方のこれまでの気候の変化（観測結果）
猛暑日の推移（宇都宮観測所）



気象庁ホームページ 各種データ・資料より作成
高根沢町の年間降水量推移

本町では、最も気候変動が進んだ場合（SSP5-8.5シナリオ※）に、21世紀末（2080年～2100年）には20世紀末（1980年～1999年）よりも年平均気温が約4.4℃上昇、猛暑日が令和2（2020）年よりも20～30日増加、年降水量がやや増加することが予測されています。

※ シナリオ
気候変動の予測においては、さまざまな可能性・条件を考え入れた上で、気候変動が進行した場合の主に2100年までの「すじがき」を「シナリオ」と呼んでいます。SSPシナリオは最新の想定シナリオで将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路（SSP）シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオです。「SSP5-8.5」は複数あるシナリオの中で最もCO2を排出するシナリオで気候政策を導入せず、化石燃料依存型の発展をした場合のものです。

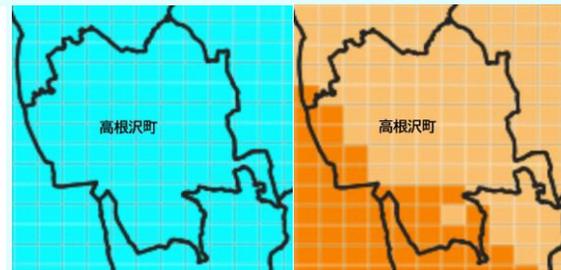
【年平均気温】



1980年～1999年

2080年～2100年

【猛暑日】



1980年～1999年

2080年～2100年

※将来予測の図面は全て栃木県第二次気候変動影響評価の調査結果を一部加工し作成

2 気候変動への適応

🔍 現状と課題

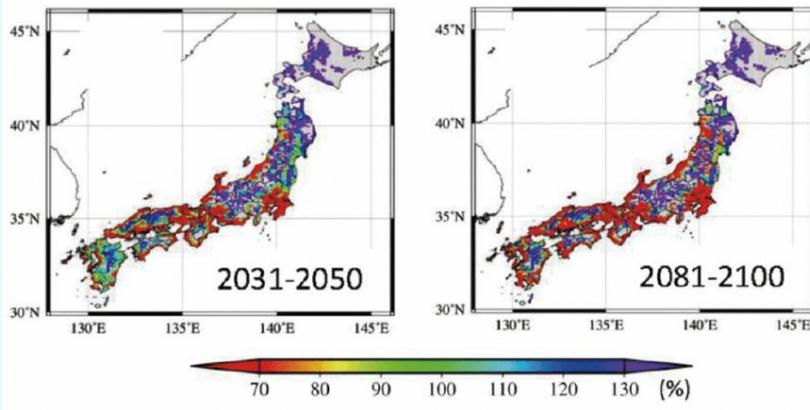
気候変動の影響(農業・畜産)

<現状>

高温や暖冬、低温・霜害などの気候変動により、水稻の品質低下や麦類・大豆の収量減少が確認されています。野菜や果樹では発芽不良や生育停滞、着色不良、収穫期の遅れなどの影響が見られます。花きの開花異常や畜産の成育・産卵率低下なども報告され、多方面で被害が拡大しています。

<将来>

水稻の胴割粒や白未熟粒の発生により収量や品質の低下が懸念されています。イチゴはハダニなどの病害虫の多発が収量と品質に悪影響を及ぼす恐れがあります。野菜は発芽不良や着果・着色不良が増加し、収量・品質が低下すると考えられます。果樹は、ナシの開花時期の早まりや霜害、発芽不良や果肉障害による被害が懸念されています。肉用牛は高温による成長不良や突然死のリスクがあり、特用林産物は、高温でしいたけの病害や生産量減少の可能性がありま



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

登熟期の高温リスクが小さいコメ(Class A)の収量の変化率分布
(適応策をとらない場合の20年平均)

施策	具体的な取組内容
農業分野 への対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水稻栽培における移植期の変更や野菜栽培における播種期の変更、麦類における適期刈り取り等、気候に応じた播種期、移植期、収穫期の変更を促進します。 ■ 水稻や野菜栽培における適切な水管理、ハウス環境モニタリングシステムの普及、ナシ栽培におけるかん水や葉面積指数の増加による直射日光の回復など高温対策技術の普及、高温耐性品種への転換促進等、高温への対策を推進します。 ■ 晩霜注意報の発信、ナシの霜対策ファンの普及等、冷害への対策を推進します。 ■ 肉用牛・豚・鶏、採卵鶏等の畜舎へ送風や散水、日除けなどの家畜への暑さ対応を促進します。 ■ 温暖化による病害虫の分布拡大や被害の増大、一部の雑草の定着可能域の拡大・北上への対応として、農産物広域共同防除による害虫駆除等、適宜防除及び農産物被害を軽減するための対応を実施します。



2 気候変動への適応

🔍 現状と課題

気候変動の影響(水環境・水資源)

<現状>

公共用水域の大部分で水温上昇が確認されており、水温上昇に伴う水質変化も指摘されています。

関東地域でも、夏季・冬季ともに1℃以上の水温上昇が認められます。無降雨・少雨が続くこと等による給水制限の実施事例が確認されていますが、都市用水の減断水は確認されていません。

また、気温上昇に応じた水使用量の増加が見られるとの報告もありますが、県内では、近年の上水道等の給水量はほぼ横ばいとなっています。

<将来>

湖沼や河川では水温上昇に伴う水質悪化が懸念されています。地表水は少雨化と蒸発散量増加で渇水被害が増大し、地下水位の変動も水利用に影響を与える可能性があります。

また、気温上昇により飲料水・冷却水等の都市用水や農業用水の需要が増加すると予想されます。

気候変動の影響(自然生態系)

<現状・将来>

サクラの開花時期やカエデの紅葉時期の変化が見られます。また、暖かい気候を好む南方系の昆虫の県内における確認が増加しています。ニホンジカやイノシシの分布拡大や越冬地の高標高化が進み、植生への被害も報告されています。これらの個体数増加には、積雪の減少だけでなく複数の要因が関係していると考えられます。

施策	具体的な取組内容
水環境・水資源への対策	<ul style="list-style-type: none"> 河川等水質検査による水質の保全を行うとともに、農業などの水需要期の水供給不足、作付け時期の変化や蒸発散量の増加による、農業用水の需要増への影響を把握し、対応します。
自然生態系への対策	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境調査(生き物調査)の実施により生物生息地の把握に努めるとともに、森林、農地の適正管理により生息環境を保全します。また、鳥獣被害防止計画に基づき生物の生息域拡大に伴う農業被害の削減に努めます。

調査地点	ph (6.5~8.5)	SS (25mg/L以下)	BOD (2mg/L以下)	DO (7.5mg/L以上)
大川	7.4	5.6	1.7	8.5
冷子川	7.0	4.4	1.4	9.1
新堀用水(宿)	7.2	6.0	2.4※	9.8
新堀用水(柳林)	7.4	7.2	1.4	10.1
釜ヶ淵用水	7.0	7.6	1.5	9.4
野元川(赤堀)	7.2	8.0	1.4	9.5
野元川(木内)	7.2	8.4	1.5	9.7
井沼川	7.2	10.8	1.6	9.4

基準値は、環境省の定める生活環境の保全に関する環境基準(河川)A累計に準じて設定しています。

※新堀用水(宿)のBODは環境基準(河川)B類型の範囲内になります。

B類型はサケ類やアユ類が生息できるレベルの水質と定義されており、極端に水質が悪い状態ではありません。

出典:高根沢町

2 気候変動への適応

🔍 現状と課題

気候変動の影響（自然災害）

<現状>

年降水量は多雨期や年ごとの変動が大きい傾向が見られ、長期的な変化傾向としてはやや増加傾向にあります。一方で、大雨や短時間強雨の発生回数は増加し、降水日数は減少しており、降水が極端化しています。大型台風や局地的な大雨・突風による自然災害も発生しており、令和元（2019）年の台風19号では栃木県内で建物被害や土砂災害、インフラや農地などへの大きな被害が発生しました。

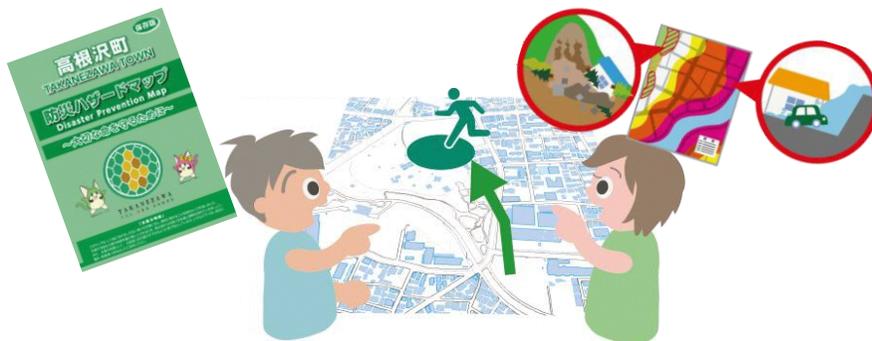
<将来>

本町においても大雨や短時間強雨の発生回数が増加傾向にあることから洪水リスクの増加、土石流や地すべり等の土砂災害の増加が懸念されます。



出典：令和元年東日本台風における栃木県の被災状況と対応について
一級河川思川 柳橋上流における被害状況

施策	具体的な取組内容
自然災害への対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 概ね5年ごとにハザードマップの内容を見直し、最新の情報に更新します。 ■ 自主防災組織の活動支援、消防団資機材や車両の更新などによる消防団活動支援、防災士育成のための資格取得支援を実施します。 ■ 地域の防災に特化した地区防災計画の策定を支援します。 ■ 防災訓練及び防災無線、防災メールの発信による防災体制及び防災倉庫の設置をはじめとした防災拠点の整備を行います。 ■ マイタイムライン作成講座を開設し住民一人ひとりに合った防災計画の普及促進を図ります。 ■ 土砂等の埋立ての適正管理、暑熱や豪雨に対応した河川道路の維持管理を行います。 ■ 気象災害時の河川道路パトロール体制を構築するとともに、倒木や道路損傷時に対応する職員の育成・スキル向上を図ります。



2 気候変動への適応

🔍 現状と課題

気候変動の影響（健康）

<現状>

熱中症により救急搬送される患者数は平成22(2010)年以降多い傾向にあります。

熱帯地域でしかみられなかった感染症を媒介する蚊の生息可能地域の北上により、マラリアやデング熱などに対する感染のリスク上昇が懸念されます。

<将来>

全国での熱ストレス超過死亡数は、年齢層に関わらず、全ての県で2倍以上になると予測されています。また、熱中症発生率は、65歳以上の高齢者で最も増加率が大きいと予測されています。

県内においても、SSP5-8.5シナリオにおける搬送者数は21世紀半ばで2~3倍、21世紀末で4~6倍に増加すると予測されています。

気候変動の影響（町民生活・都市生活）

<将来>

都市インフラに関しては、豪雨による浸水や道路のり面の剥離、穴ぼこの発生が懸念されます。

また、交通インフラに関しては、極端な気象の増加により、公共交通機関の運転見合わせや地縁、道路の通行止め等により、人や物資の輸送障害が生じることが懸念されます。



施策	具体的な取組内容
健康分野への対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 熱中症から町民の命を守るため、防災担当や健康福祉担当と連携し、効果的な情報発信に努めるとともに、新たなクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の設置や熱中症対策普及団体の指定に取り組みます。 ■ 熱中症を防止するため、学校や保育園において、エアコン設置を進めるとともに、授業や外遊びの実施時間・場所の調整を行います。 ■ 熱中症予防に関するリーフレット等を活用し、水分摂取や経口補水液、適切な室内温度や湿度について普及啓発を行います。 ■ 暑さ指数(WBGT)31以上が予測された日は防災無線による注意喚起を実施します。 ■ 町が実施するイベントや事業について、暑熱対策の徹底を行います。 ■ 気候や活動(勤務)内容に応じた服装での働き方を推奨します。 ■ 感染症を媒介する動物の分布域拡大に伴い、感染症発生情報の周知や、動物由来感染症への注意喚起を実施します。 ■ 光化学スモッグ発生情報の周知を行います。
産業・経済活動における対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間企業における気候変動によって将来想定される事業活動への具体的な影響に備えた事業継続計画策定を推進します。 ■ 災害時応援協定の締結など、非常時における民間企業及び他地域との連携を推進します。
町民生活・都市生活における対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通、道路、水道などのインフラ整備により、ライフラインの計画的な強靱化を図ります。 ■ 災害廃棄物処理計画を策定し、発災時における廃棄物の処理体制を整備するとともに、早期の復旧に努め、町民生活を維持します。



住民の役割

- 電気やガス、水道の使用量を意識して、効率的に使いましょう。
- 地産地消を心掛けましょう。
- 買替や購入の時は、地球環境に影響の少ないものを選びましょう。
- 近い距離の移動は徒歩や自転車を利用し、
自動車を利用する時はエコドライブを心掛けましょう。
- 省エネルギーと再生エネルギー活用を意識しましょう。
- 地球環境に興味を持って、進んで情報収集をしましょう。

脱炭素への取組
(家庭編)



<https://x.gd/Flr3u>

家庭向け
「地球にやさしい暮らし」



<https://x.gd/QS2k4>

※上記の二次元コードまたはURLから、具体的な取組を閲覧できます。



事業者の役割

- 省エネルギーを徹底し、再生エネルギー活用を推進しましょう。
- 地産地消を心掛けましょう。
- 備品・設備の更新や新設の時は、地球環境に影響の少ないものを選びましょう。
- エネルギー効率の良い運搬・配達方法を選びましょう。
- 自動車を利用する時は、エコドライブを心掛けましょう。
- 実践している環境貢献に関する情報を発信しましょう。

脱炭素への取組
(事業所編)



<https://x.gd/0cYrb>

事業所向け
「おすすめします脱炭素経営」



<https://x.gd/qnYC6>

※上記の二次元コードまたはURLから、具体的な取組を閲覧できます。

基本目標5 人材育成とパートナーシップ



目標

「持続可能な環境を実現するためのパートナーシップ(協働)が形成され、環境について学び、行動する機会が開かれたまちをつくる」

一人ひとりが環境に配慮して行動するための環境教育・環境学習が定着し、自ら環境に配慮して行動する人材が育つとともに、さまざまなパートナーシップ(協働)が形成され環境活動に取り組むための基盤を構築します。

指標	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
まち美化パートナー登録数	29団体 937人	35団体 1,500人
環境学習・体験活動などの参加者数	2,410人	3,000人
環境情報のデジタル発信	SNSやホームページでの情報発信 拡充、スマホアプリ運用	気候変動対策や資源循環に関する 情報発信アプリの導入・運用



出典：高根沢町

エコ・ハウスたかねざわの学校出前授業の様子

I 環境教育等の充実による環境保全意識の向上

🔍 現状と課題

環境学習施設利用状況

本町では、環境学習や体験活動の拠点として「エコ・ハウスたかねざわ」が中心的役割を担い、環境教育を継続的に実施しています。

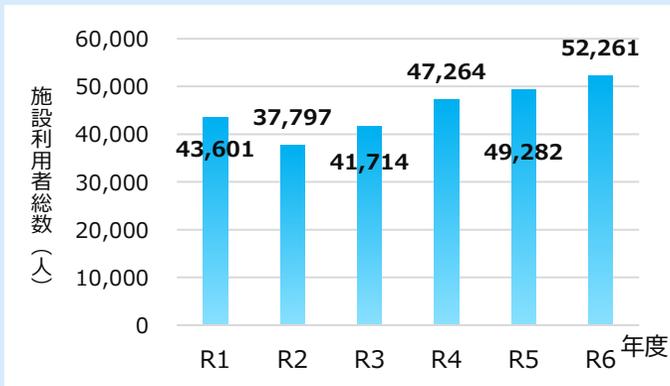


出典：高根沢町
エコ・ハウスたかねざわ



エコ・ハウスたかねざわは、環境やエネルギー、ごみ・リサイクル等の環境問題について、体験しながら学べる学習施設です。ぜひ一度足を運んでみてください。

また、施設利用者数もコロナ禍以降増加しています。



今後も、環境に関する社会情勢の変化や年代に合った環境学習・体験のメニューを拡充し、気候変動などの環境課題への意識醸成に取り組む必要があります。

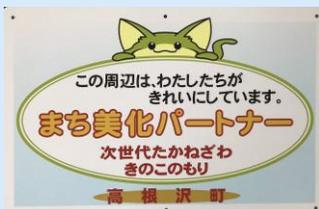
施策	具体的な取組内容
環境保全のための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動対策や資源循環等に関する最新情報を積極的に発信します。 ■ ごみ・資源の分別や収集日カレンダーをお知らせするアプリを導入し利便性を向上します。 ■ 従来の広報たかねざわや町ホームページのほか、生活スタイルの変化やデジタル化に対応した情報発信の媒体を活用し、より広く町民に必要な情報が提供できる体制を作ります。
エコ・ハウスたかねざわの活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動対策や資源循環等に関する情報収集、情報提供、調査研究に取り組みます。 ■ 環境情報の発信基地としての役割を重視し、町民の生活スタイルの変化やデジタル化など、ニーズに合った教育・学習・体験プログラムを展開します。 ■ 環境保全活動・教育活動を行う大学や団体との連携を強化して、環境学習プログラム開発を進めます。 ■ 環境保全活動や環境学習体験を通じた啓発活動を行います。
学校における環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校との連携を強化し、ニーズに合った学習・体験メニューを提供します。 ■ 子どもたちがごみや地球環境について自ら調査し学ぶための支援を行います。

2 環境学習・環境保全活動の推進

現状と課題

環境保全活動の状況

環境保全活動としては、「まち美化パートナー制度」等により地域のボランティア団体が道路や公園などの清掃や除草活動に取り組んでおり、町と協働してごみの散乱防止や景観の維持に寄与しています。



参加人数は年度ごとに増減がありますが、参加団体数は令和1年度以降増加傾向にあります。



美しい自然・暮らしやすい環境を次の世代に引き継ぐために「自分たちの地域は自分たちできれいにする」活動を促進する必要があります。

施策	具体的な取組内容
まち美化パートナー・美化キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園などの除草・清掃活動をするボランティア団体「まち美化パートナー」を募集し、活動に必要な資材を提供して支援します。「自分たちの地域は自分たちできれいにする」活動を促進するため、活動する団体・人数の増加を図り、町内全体の美化を進めます。 町内の各地域の自治会・住民が中心となって実施する町内一斉「美化キャンペーン」に必要な資材を提供して活動を支援します。 森林や里山の保全活動や河川・道路の美化活動を実施する団体の活動に必要な支援を行います。
スマホアプリの活用	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動対策や資源循環などに気軽に取り組めるスマートフォンアプリを活用し、意識醸成や行動変容を促進します。



住民の役割

- 環境学習や体験のイベントに進んで参加しましょう。
- 地球環境や気候変動を自分ごととして考え、環境に関する情報を収集しましょう。
- エコやリサイクルにつながるアプリを積極的に活用しましょう。
- 環境問題について学んだことについて、できることから行動しましょう。
- 美化キャンペーンやまち美化パートナーに参加しましょう。



事業者の役割

- 環境学習や体験のイベントに進んで出展・参加しましょう。
- 自社の環境への取り組みを積極的に公開しましょう。
- 従業員への環境教育を実施しましょう。
- 地球環境や気候変動を自分ごととして考え、環境に関する情報を収集して実践し、成果を発信しましょう。
- まち美化パートナーに参加して、事業所周辺の環境美化に協力しましょう。
- 町が実施する環境保全活動に参加しましょう。

第4章

計画の推進と検証

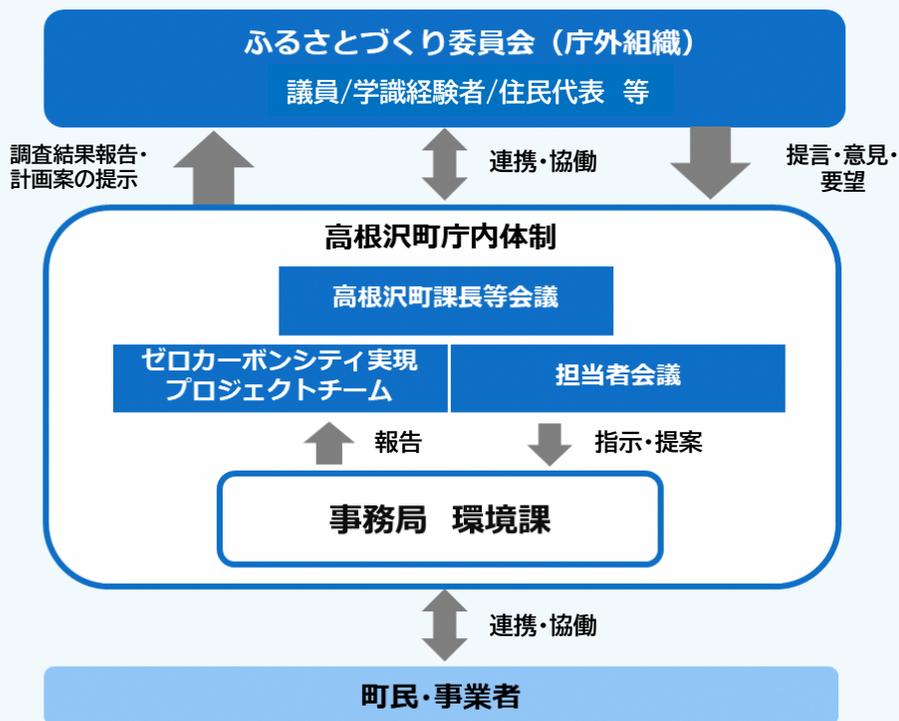


第4章 計画の推進と検証

計画を着実に推進するため、住民・学識経験者等で組織している「ふるさとづくり委員会」において計画の進捗状況を毎年度報告し、成果の検証を行っていきます。

取組の検証については、PDCAサイクルの手法を活用して、環境施策の進捗状況と目標の達成状況を毎年度点検・評価し、町民に公表します。取組の点検作業にもふるさとづくり委員会が参画し、町民の意見や客観的な評価を反映させます。

検証の結果、必要に応じて施策や取組の見直しを行います。



計画の推進体制



PDCAサイクル

資料編





高根沢町環境基本計画策定経過

年月	事項
平成18(2006)年 6月	環境基本条例施行
平成19(2007)年 3月	高根沢町環境基本計画(第1次)策定
平成25(2013)年 6月	高根沢町環境基本計画(第1次)中間見直し・改訂
平成28(2016)年 3月	高根沢町環境基本計画(第2次)策定
令和 3(2021)年 9月	高根沢町環境基本計画(第2次)中間見直し・改訂
令和 7(2025)年10月	ふるさとづくり委員会開催
令和 7(2025)年12月	パブリックコメント実施
令和 8(2026)年 3月	高根沢町環境基本計画2026策定



高根沢町ふるさとづくり委員会委員名簿

※本計画策定時(令和8年3月)

区分	氏名	備考
町議会議員	澤畑 宏之	まちづくり常任委員会 委員長
町議会議員	森 弘子	くらしづくり常任委員会 委員長
学識経験者	田村 孝浩	宇都宮大学 農学部 教授
学識経験者	長田 哲平	宇都宮大学 地域デザイン科学部 准教授
保健委員	杉本 渡	町保健委員会 会長
保健委員	森山 和広	町保健委員会 副会長
保健委員	齋藤 耕太郎	町保健委員会 副会長
住民自治組織の代表者	野口 昌宏	町自治会連合会 会長
住民自治組織の代表者	岩崎 公熙	町自治会連合会 副会長
住民自治組織の代表者	牧 恒男	町自治会連合会 副会長
一般公募	小川 典男	
一般公募	小野口 弘	
一般公募	久保 弘子	
一般公募	見目 智史	
一般公募	鈴木 亜紀子	

区分:高根沢町環境基本条例施行規則第2条(ふるさとづくり委員会の組織)



各取組と関連する分野別計画

基本目標/分野別計画	担当課
1 快適な居住環境の確保	
高根沢町都市計画マスタープラン	都市整備課
高根沢町水道ビジョン	上下水道課
高根沢町生活排水処理構想	上下水道課
2 自然環境の保全	
高根沢町景観計画	都市整備課
高根沢町森林整備計画	農政課
3 循環型社会の形成	
高根沢町一般廃棄物処理実施計画	環境課
高根沢町分別収集計画	環境課
高根沢町災害廃棄物処理計画	環境課
4 地球環境への貢献	
高根沢町公共施設等総合管理計画	新庁舎整備課
高根沢町食育、地産地消推進行動計画	学校教育課
高根沢町地域防災計画	地域安全課
高根沢町国土強靱化大綱	企画課
5 人材育成とパートナーシップ	
高根沢町まちづくり協働推進計画	企画課
高根沢町元気あっぷ計画	生涯学習課



町の環境年表

年月	事項
平成28(2016)年3月	環境基本計画策定(第2次)
平成29(2017)年4月	「まち美化パートナー制度」運用開始
平成29(2017)年8月	携帯電話・スマートフォン回収開始
平成29(2017)年9月	インクカートリッジ回収開始
平成30(2018)年4月	使用済み小型家電回収開始
令和元(2019)年10月	塩谷広域行政組合「エコパークしおや」稼働・業務開始
令和2(2020)年4月	容器包装プラスチックステーション回収開始
令和4(2022)年5月	高根沢町「ゼロカーボンシティ」宣言
令和5(2023)年2月	脱炭素及び気候変動対策分野に関する協定を締結
令和5(2023)年3月	使用済みプラスチック製品・食器類の分別回収開始
令和6(2024)年2月	ペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクルに関する協定を締結
令和6(2024)年5月	デコ活宣言
令和6(2024)年9月	家庭系廃食用油回収及びリサイクルに関する協定を締結



基礎調査結果 | 町の自然的特性

(1) 地理

高根沢町の地理は、東側は八溝山系の丘陵地帯で、西側は鬼怒川が流れ、中央に広大な水田を主体とする平坦地が広がっています。その地形を景観計画においては東部を丘陵ゾーン、西部を鬼怒川左岸ゾーン、中央部を田園ゾーンと、点在する市街地ゾーンに分類しています。

【田園ゾーン】

関東平野を代表する穀倉地帯で、広大な水田と共に農村集落や宮内庁直轄の「御料牧場」のある美しい田園風景が広がっています。

【丘陵ゾーン】

東部の山林に囲まれた小高い場所に位置する丘陵地域で、田畑や果樹園、ゴルフ場などがあり、八溝山地、富士山などの山並みを眺望できます。

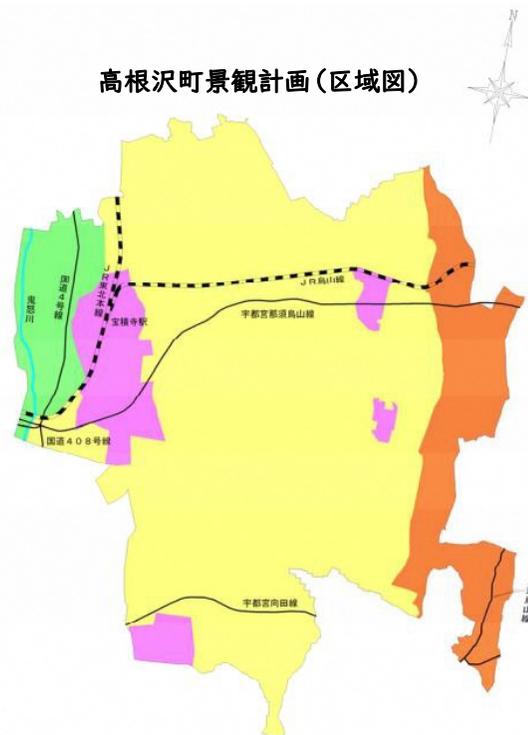
【鬼怒川左岸ゾーン】

南北に流れる鬼怒川と河川敷、水田地帯で構成される地域で、川では鮎やヤマメ釣りが、河川敷にはスポーツ施設や公園等があり、自然を楽しむことができます。

【市街地ゾーン】

町の東・西・南部に、住宅や工場などが集まる市街地が点在しています。

高根沢町景観計画(区域図)



凡 例	
◎景観計画区域ゾーン区分	◎その他
田園ゾーン	行政界
丘陵ゾーン	道路
鬼怒川左岸ゾーン	鬼怒川左岸ゾーン
市街地ゾーン	JR線
	河川

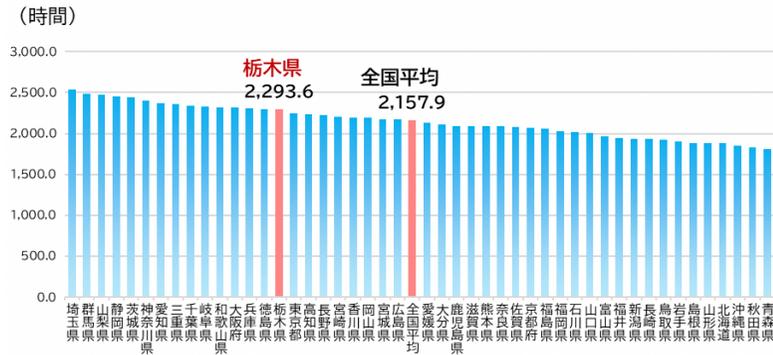


(2) 気候

高根沢町の気候は太平洋側気候の東日本型に類する典型的な内陸的気候で、降水量は夏に多く冬は少なく、気温は昼と夜、夏と冬の寒暖差があります。晴天が多く、日照時間は全国平均より長めになっています。(令和5(2023)年調査)

宇都宮気象台の観測によると、明治24(1891)年から令和5(2023)年までの年平均気温は、100年あたり約2.3℃上昇しており、暖冬や猛暑などで実感できる変化です。

令和6(2024)年における関東甲信地方の気温は、平年値(1991~2020年の観測値の平均)より1.7℃増とかなり高く、降水量も平年値と比較して12%増加しています。



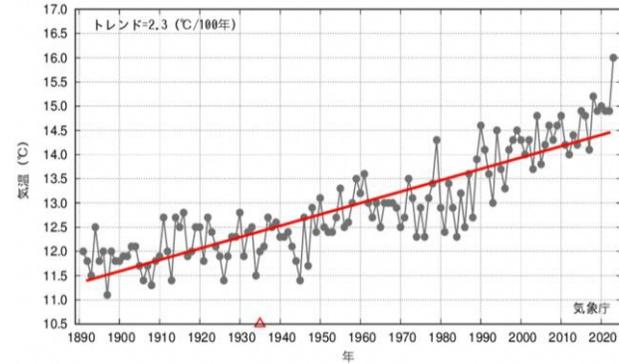
気象庁「過去の気象データ」を基に作成

都道府県別日照時間(年間)



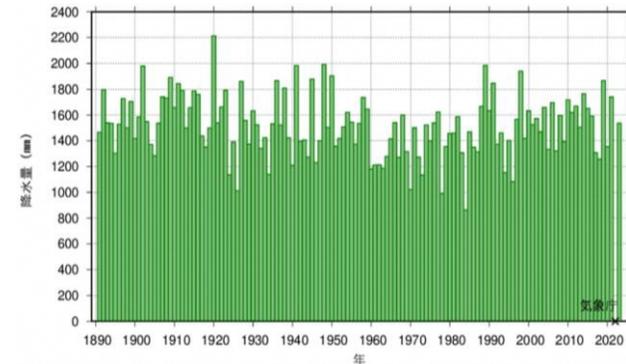
気象庁「過去の気象データ」を基に作成

30年間(1991年から2020年)の月ごとの平均値(宇都宮気象台)



出典:気候変動適応情報プラットフォーム

年平均気温100年あたりの変化(宇都宮気象台)



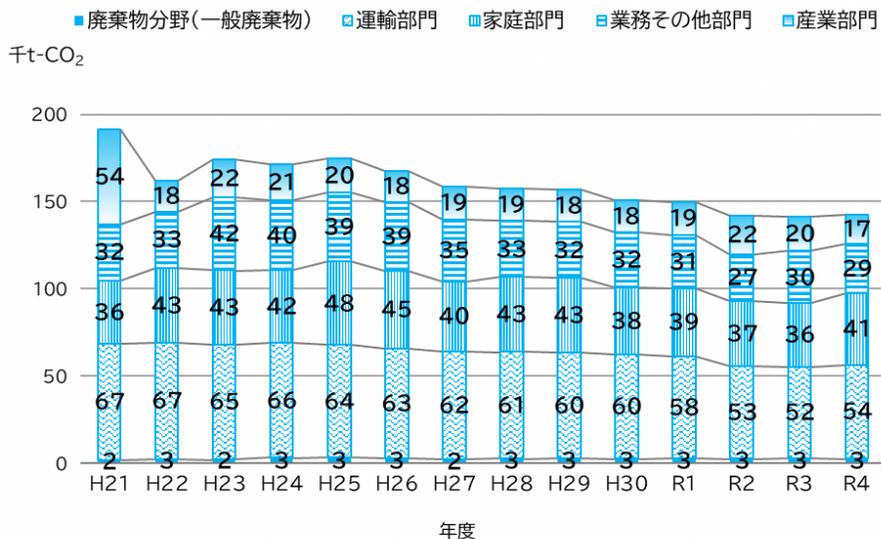
出典:気候変動適応情報プラットフォーム

年降水量100年あたりの変化(宇都宮気象台)



(3) CO₂排出量

高根沢町のCO₂排出量を環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づき、統計資料の按分により分野別CO₂排出量を推計しました。産業部門のCO₂排出量が平成22(2010)年に激減した後は、ほぼ横ばいで推移しています。



環境省「自治体排出量カルテCO₂排出量の現状把握」のデータを基に作成

高根沢町のCO₂排出量推移

(4) 公園の整備状況

高根沢町には、都市公園・農村公園含め計24の公園があります。町民の憩いや交流の場としてはもちろん、災害時の避難場所等の役割も持つため、未整備となっている都市公園については、計画的な整備を推進しています。

町内の公園整備状況

都市公園	名称	所在	面積(m ²)
1	山中児童公園	宝積寺2261番地97	1,569.00
2	駅東児童公園	宝積寺2413番地3	2,500.00
3	駅西児童公園	宝積寺1051番地	1,644.00
4	北児童公園	石末2830番地8	1,117.00
5	仁井田児童公園	平田1908番地1	1,969.00
6	光陽台のびのび公園	光陽台二丁目4番地1	5,025.00
7	ハイタッチパーク	宝積寺2374番地57	2,441.00
8	宝石台ふれあい公園	宝石台三丁目4番地2	3,788.00
9	砂部公園	平田1066番地15	10,544.00
10	ファミリー公園	光陽台四丁目4番地	13,156.00
11	宝石台あおぞら公園	宝石台二丁目4番地2	5,334.00
12	ハイテクパーク	宝積寺2021番地19	47,749.52
13	フローラルパーク	宝積寺2243番地52	1,403.00
14	中坂上公園	光陽台四丁目56番地1	6,585.13
15	街区公園Ⅰ	宝積寺二丁目4番地	1800.00
16	街区公園Ⅱ	宝積寺一丁目21番地	2,200.45
17	街区公園Ⅲ	宝積寺一丁目4番地	2,999.65

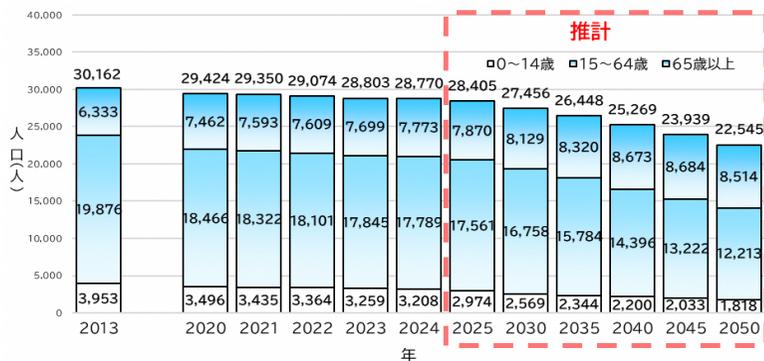
農村公園	名称	所在	面積(m ²)
1	桑窪公園	桑窪405番地	2,000.00
2	上太田公園	平田1302番地2	1,974.00
3	台新田公園	亀梨478番地	2,943.00
4	大谷公園	大谷922番地	2,000.00
5	栗ヶ島公園	栗ヶ島624番地1	1,511.00
6	柏崎公園	中柏崎246番地4	2,000.00
7	伏久公園	伏久554番地1	1,837.00



基礎調査結果 2 町の社会的特性

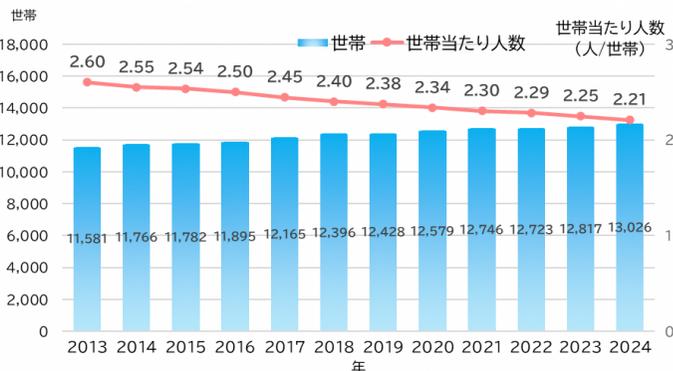
(1) 人口・世帯数

高根沢町の人口は、平成25(2013)年時点では30,162人でしたが、令和6(2024)年には28,770人となり、減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」によると、町の人口は令和12(2030)年には約27,000人、令和32(2050)年には約22,000人にまで減少すると予測されています。



住民基本台帳データ(2013~2024年)及び国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

人口の推移及び将来推計



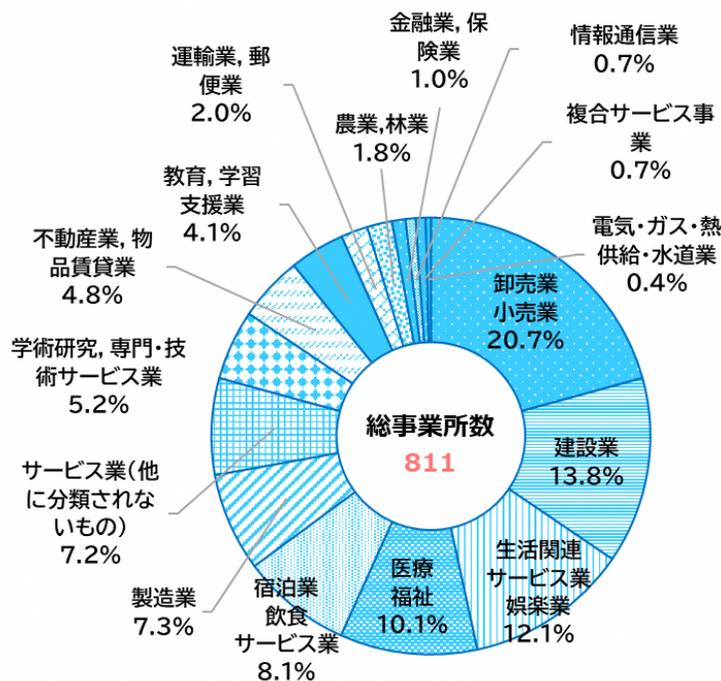
住民基本台帳データを基に作成

世帯当たり人数の推移

(2) 事業所数

高根沢町には811の事業所があり、卸売・小売業が20.7%と最多で、建設業13.8%、生活関連サービス・娯楽業12.1%、医療・福祉10.1%となっています。

宿泊飲食や製造業も一定割合を持ち、多様な産業構造の中で商業と生活基盤産業が中心的役割を果たしています。



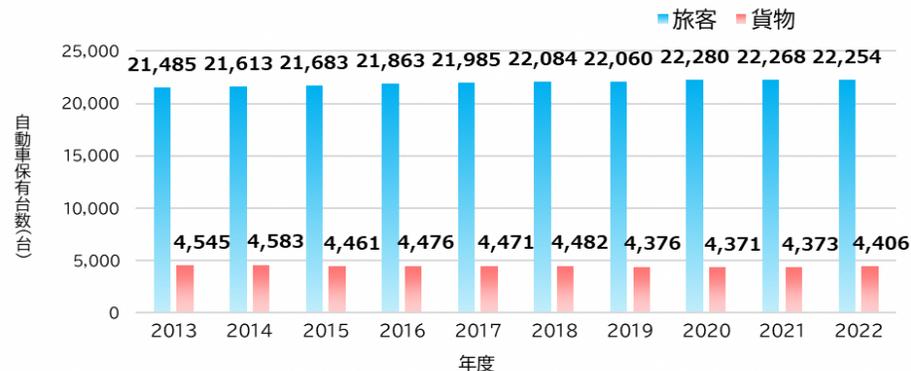
令和3年経済センサス活動調査のデータを基に作成

事業者割合



(3) 自動車保有台数

高根沢町における自動車保有台数について、令和4(2022)年は平成25(2013)年より旅客車両が769台増加、貨物車両は139台減少しています。全体では630台増となります。



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び
全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

自動車保有台数の推移

(4) 公共交通機関

町の西部台地をJR東北本線が縦断し、北部をJR烏山線が横断しています。駅は東北本線と烏山線との分岐駅である宝積寺駅と、烏山線の下野花岡駅、仁井田駅があります。

道路については、東北本線に沿うように走る国道4号線や、整備が進む国道408号宇都宮高根沢バイパスが主要なものとなります。

その他、広域連携の軸となる主要地方道宇都宮・那須烏山線、宇都宮・向田線、真岡・那須烏山線、一般県道上高根沢氏家線、石末真岡線、塩谷広域農道があり、都市内ネットワークの軸となる一般県道宝積寺停車場線、杉山石末線、石末真岡線、宝積寺・大田線、花岡狭間田線、上高根沢氏家線があります。

路線バスの廃線に伴い、デマンドバス「たんたん号」が整備され、町全域の移動と町外通院を支援する公共交通として利用されています。また、町民に加え町外在住者も利用することができます。



高根沢町の交通網



(5) 廃棄物

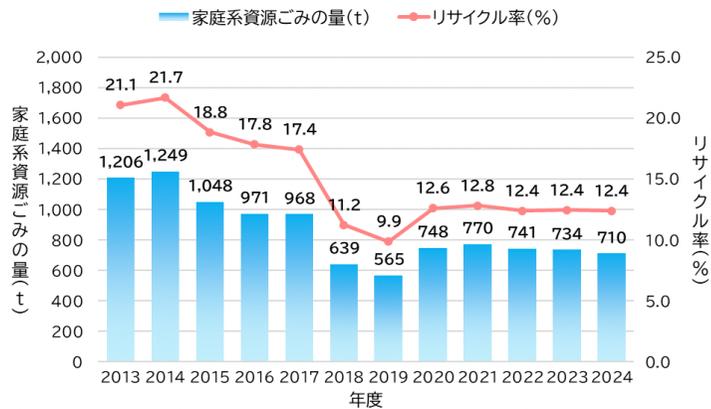
高根沢町のごみ総排出量(家庭系)はほぼ横ばいで推移しています。令和6(2024)年度は5,728トンであり、平成25(2013)年度より2トン減少しています。住民1人当たりのごみ排出量は、令和6(2024)年度が547gとなり、平成25(2013)年度より20g増加しています。

ごみのリサイクル率は減少傾向にあります。令和6(2024)年度は12.4%となり、平成25(2013)年度と比較して8.7%減少しました。



ごみ排出量の推移(町データ) 基に作成

ごみの総排出量(家庭系)と住民1人当たりの1日のごみ排出量の推移



ごみ排出量の推移(町データ) 基に作成

家庭系資源ごみの量とリサイクル率の推移

ごみ排出量の推移

単位:kg

ごみの種別	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
可燃ごみ	5,822,640	5,904,150	5,889,840	5,776,990	5,623,930
家庭系	4,773,840	4,846,610	4,858,770	4,806,660	4,670,290
事業系	1,048,800	1,057,540	1,031,070	970,330	953,640
生ごみ	0	18,161	31,270	29,000	27,460
事業系※1	0	18,161	31,270	29,000	27,460
びん	184,260	182,710	164,840	171,530	159,070
かん	144,370	138,940	136,440	120,300	106,420
ペットボトル※2	48,810	51,860	54,130	47,440	51,650
古紙	425,710	338,360	333,480	380,290	383,590
家庭系	316,610	318,920	299,030	300,250	291,560
事業系	109,100	19,440	34,450	80,040	92,030
古着古布	260	350	1,096	2,330	2,670
剪定枝	2,610	2,381	1,677	2,069	2,270
容器包装プラスチック※3	39,300	57,800	67,480	70,940	73,000
廃食用油※4	1,924	2,756	936	1,820	1,080
小型家電	5,480	9,412	10,316	10,860	9,130
製品プラスチック※5	0	0	0	830	1,050
使用済み食器類※6	0	0	0	1,449	1,619
携帯電話・スマホ	29	25	26	27	50
インクカートリッジ	57	40	65	70	70
小型充電電池	70	70	69	29	135
資源ごみ集団回収	4,447	4,638	4,432	3,866	10,179
不燃物	195,270	196,400	184,010	140,980	139,950
家庭系	172,180	175,240	168,010	139,280	138,820
事業系	23,090	21,160	16,000	1,700	1,130
粗大ごみ	254,440	223,440	214,010	234,880	215,300
家庭系	241,570	217,600	208,480	225,980	211,470
事業系	12,870	5,840	5,530	8,900	3,830

※1 令和2年度事業系生ごみを土づくりセンターに搬入開始

※2 令和6年度ボトル to ボトルリサイクルを開始

※3 令和2年度全町ステーションで回収開始

※4 令和6年度ジェット燃料(SAF)再資源化プロジェクトに参画

※5 令和5年度リサイクル事業開始

※6 令和5年度リユース事業開始



高根沢町環境基本条例

高根沢町環境基本条例

平成18年6月9日
条例第24号

私たちのまち「高根沢町」は、東部の緑豊かな丘陵地、中央に広がる田園地帯、鬼怒川、五行川、井沼川など自然が織りなす恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより発展してきました。

しかし、近年、物質的豊かさや利便さを求める人々の生活や活動は、一方で、空気や水や大地など自然がつくったものを壊し、汚してきました。そして、いろいろな環境の問題が発生しています。

環境の問題を解決するためには、私たち一人ひとりが、私たちの生活や活動を見直し、自然と共生できる社会をつくるために行動することが必要です。

私たち人類を含むすべての生物は、互いにささえあい生きています。健全で恵み豊かな環境は、自然の仕組みにより成り立っています。その環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいくことがわたしたちの責任です。

いま、私たちは、強い意志をもって高根沢町環境基本条例を制定し、未来の「高根沢町」のために行動します。

(目的)

第1条 この条例は、私たち町民や事業者（この条例の中では「私たち」と表現します。）、そして町が、ふるさと高根沢町を守り、育み、子どもたちに引き継いでいくために必要な基本的考え方や方法などを定めています。また、それぞれの立場でどのように考え、行動していくこと（この条例の中では「ふるさとづくり」と表現します。）が必要なのかを明らかにしています。私たちが、生活のしかたを考え直し、自然を大切に、いっそう豊かで思いやりにあふれるまちをつくることを目的にします。

(言葉の意味)

第2条 この条例の中で使われる言葉の意味は、次のとおりです。

(1) 「環境」：ふるさと高根沢町を形づくる自然、風物、地勢、歴史など私たちや動植物をとりまくすべての状況のことをいいます。

(2) 「環境への負荷」：人の活動によって「環境」に加えられる影響のうち、特に、現在のふるさと高根沢町の環境の維持を阻害する原因となるもののことをいいます。
(ふるさとづくりの基本的な考え方)

第3条 私たちと町は、次のとおりふるさとづくりを進めていきます。

(1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持していきます。

(2) 常に環境への負荷を軽くするための努力をします。

(3) 環境への負荷を発見したときは、その原因を調べ、改善するための努力をします。

(4) あらゆる分野でごみを資源として考え、できる限り出さないように努め、出したものについては循環させていきます。循環させることができないごみは、適正に処理を行います。

(5) 自ら考え、行動した結果を子どもたちに伝えていきます。

(町民の役割)

第4条 町民は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、日々の生活の中で個人、地域など様々な単位でふるさとづくりを行うように努めていきます。また、町が進めるふるさとづくりに関する施策や事業に積極的に協力していきます。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、物の製造や加工、販売などの事業活動を行うように努めていきます。また、町民のふるさとづくりや町の進めるふるさとづくりに関する施策や事業に積極的に協力していきます。

(町の役割)

第6条 町は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、ふるさとづくりに責任を持って取り組みます。ふるさとづくりに関する施策や事業を行おうとするときは、私たちの意見を聴き、私たちに協力を求めて進めていきます。また、私たちが自ら考え、実施するふるさとづくりを積極的に支援していきます。

資料編

(環境を守る方法)

第7条 私たちと町は、次の方法によって、ふるさと高根沢町の環境を健全で恵み豊かなものとして守り、育てていくための活動、そして、ふるさと高根沢町の環境への負荷を軽くするための活動を行います。

- (1) ふるさと高根沢町の環境の現状を把握するために、定期的に調査を実施します。
- (2) ふるさと高根沢町に生きるすべての動植物との共生を目指して、私たちの生活を工夫します。
- (3) ふるさと高根沢町の景観が守られるように努力します。
- (4) 環境への負荷を軽くするために、これまで以上に循環型まちづくりのための努力をします。

(環境について学ぶ方法)

第8条 私たちと町は、ふるさとづくりのために、ふるさと高根沢町や環境について学ぶ仕組みをつくります。また、次の方法によって、環境について学びます。

- (1) 毎日の生活や事業活動の中で、個々人が環境について考えとともに、環境について考え、行動する仲間づくりを進めます。
- (2) 町は環境について総合的に学ぶ場を提供します。
- (3) 私たちは、町が提供する学ぶ場を活用し、情報の収集と活動を行います。

(ふるさとづくりに関する情報の発信)

第9条 私たちと町は、次の方法によって、ふるさとづくりに関する情報を発信し、他の多くの人々や公共団体、民間組織と積極的な交流を進め、ふるさとづくりに活かしていきます。

- (1) あらゆるメディア、情報機器を活用してふるさとづくりに関する情報を発信し、同時に情報の収集、交流を進めます。
- (2) 様々な個人や団体との交流を深めます。

(環境基本計画)

第10条 町は、第3条の「ふるさとづくりの基本的な考え方」に基づいて、ふるさとづくりの具体的な活動内容や方法、目標などを盛り込んだ「環境基本計画」を策定します。計画の策定に当たっては、私たちの意見を聴き、計画に反映させていきます。

2 環境基本計画に沿って進めるふるさとづくりに関する施策や事業の取組み状況や成果については、毎年公表します。

(ふるさとづくり委員会)

第11条 町長は、ふるさとづくりに関する調査や研究を行うために「ふるさとづくり委員会」(この条例の中では「委員会」と表現します。)を設けます。

- 2 委員会の委員は、15名以内で構成します。
- 3 委員会の委員の任期は、2年とします。委員が欠けた場合、補充された委員の任期は、欠けた委員の残任期間とします。
- 4 委員は、環境基本計画づくりに参画します。
- 5 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置きます。

(規則で定める内容)

第12条 この条例で定める内容の詳細については、別に定めます。

高根沢町環境基本条例施行規則



<https://x.gd/TTG22>

※上記の二次元コードまたはURLから閲覧できます。

高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例・施行規則



<https://x.gd/4zoi1>



<https://x.gd/KFVQH>

※上記の二次元コードまたはURLから閲覧できます。

高根沢町環境基本計画2026

令和8年3月

発行/高根沢町

編集/環境課

〒329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地